

インドの銅板文書の形式とそのはじまりについて

山崎 利 男

はじめに

インドの碑文のなかで特徴的なものの一つは、バラモン、ヒンドゥー寺院、仏教サンガ、ジャイナ教寺院の四者に対して、王が宗教的目的をもって村落あるいは土地を施与し、それにともなつて租税免除などの特権を与えたことを銅板に刻した碑文である。⁽¹⁾ 本稿ではこれを銅板文書とよぶことにする。

銅板文書は、サンスクリットでは、*tamra-sasana* (銅の勅書)とよばれた。あるいは、*tamra-patira* (銅の文書)、またはたんに *tamra-patira* (銅板)とよばれることがあつた。現存最古の銅板文書は四世紀前半のものであり、それ以後千数百年にわたつて作成された銅板文書が数多く発見されている。十三世紀、ムスリムの政権がデリーに樹立したころまでに作成されたものに限ってみると、そのころまでにバラモンの文化が及んだと考えられるインドのほとんど

インドの銅板文書の形式とそのはじまりについて

全域にわたって発見されており、この広大な地域で約千年という非常に長い期間に作成されたにもかかわらず、村落や土地の施与についての銅板文書は、原則としてサンスクリットで書かれ、記載の内容が劃一的であり、その形式も一定している。この点は銅板文書の顕著な特色であつて、本稿で銅板文書とよんだのはこの特色を示すためである。

これらの村落や土地の施与を記したものが、現存の銅板文書の圧倒的な部分を占めている。それらのなかでは、村落施与のものが土地施与のものよりはるかに数が多いが、村落施与と土地施与との間には、実態は別問題として、銅板文書の記載の上ではいちじるしい相違がない。また、被与者については、バラモンに対する施与がもっとも多く、それがこの施与の特質を示しているが、前述の四者の間では同様に銅板文書の記載の上でいちじるしい相違がない。⁽²⁾

この時代には銅板は貴重な文書の材料として用いられたところから、村落や土地の施与以外の事項を記したものが発見されている。例えば、別稿で述べたところの五・六世紀にベンガルで作成された土地売買文書⁽³⁾、グジャラートのヴィシヌヌシェーナの五九二年の文書⁽⁴⁾があり、この時代の歴史を知る上で貴重な資料となっている。だが、この種の文書は非常に少数が残っているにすぎず、その内容はさまざまであつて、一括して考察することはむずかしい。

他方、村落や土地の施与の文書が綿布や貝葉といった材料をもって作成されたことは知られている。⁽⁵⁾だが、かかる材料は破損しやすいため、それらは全く残っていない。それだけではなく、銅板文書の記載形式が固定化すると、かかる施与は銅板に刻すのがいわば原則となつて、銅板以外のものに記すことはまれになつたと思われる。それほどにこの施与と銅板文書とは結びつきをもっていたのである。

周知のように、四—十二世紀のインドでは、宗教、哲学、文学などの文献が数多く著わされたが、歴史書というに値する文献はほとんどつくられなかつた。そのため、銅板、石柱、石板や寺院の壁面などに刻された碑文は、この時

代の歴史研究の資料としてきわめて重要なものであり、前世紀以来、歴史研究は碑文の研究と並んで進められてきた。この研究でもっとも精力が注がれたのは、王朝の系譜、王の在位年代、軍事・宗教などに関する諸事件や、領域の範囲についてであり、もっぱら碑文によって、王朝や王の名が忘却の淵から拾い上げられて、諸王朝の盛衰の歴史が書かれるようになったのである。

これらの碑文のなかでは、銅板文書が村落や土地の施与という同じ記載内容を持ち、しかも多数発見されているという点で際立ったものである。銅板文書が残されているだけで、その他の碑文がほとんど発見されていない王朝は、いくつも数えることができる。とりわけ北インドでは、この時代のヒンドゥー寺院が多く残っていないため、寺院の壁面に刻された碑文は、八世紀以後の南インドとは比較にならないほど数少なく、南インドでは寺院の碑文がすくぶる多くなった十一・十二世紀に至っても、ガーハダヴァーハ朝やセーナ朝のような北インドの王朝では、銅板文書以外の碑文はごくわずか発見されているにすぎないのである。

幸いにも、銅板文書には、村落や土地を施与した王とともに、初期にはふつうその父と祖父について記し、六世紀以後にはしだいに歴代の王の軍事的功業と宗教的行為などを長文にわたって記すようになった。この記載は美辞麗句が列ねられているが、諸王朝の系譜と盛衰の歴史を知るにあたってこれ以上に貴重な資料がないのである。もしも銅板文書が残されていなかったならば、この時代の諸王朝の歴史は全くわからないものとなったことであろう。かかる記載を資料として王朝史を再構成する研究は基礎的な仕事である。その成果は積み重ねられて、諸王朝の概論書がつぎつぎと出版された。かくして今日ではこの時代の諸王朝史についてかなり明確に知ることができるようになったのである。

インド独立後には、この時代の支配構造と社会経済について、インド人学者によって本格的に研究が進められた。とりわけ北インドの歴史については、村落や土地の施与、サーマンタ (samanta) という地方支配層、ラウタ (rauta) などの領主層、領主や官吏に対する土地や村落の賜与、貨幣経済の衰退と鄉村の自給自足化、耕作者の農奴化などの問題が提起されて、この時代の歴史の意義が論じられた。ここでは、コーサンビー (D. D. Kosambi) 氏の研究について、シャルマ (R. S. Sharma) 氏のインド封建制論が注目を集め、かれの所論を中心として諸論考が発表されている。⁽⁶⁾ この新しい研究においても、その論拠は主として銅板文書に求められている。このように、銅板文書はこの時代、とくに北インドの歴史研究にとってきわめて重要な資料である。

ところで、最近のこれらの研究を見てみると、一つの語彙や語句の解釈からこの時代の歴史の意義の評価に至るまで、相異なる見解が随処に提示されているが、その相違が生まれる一つの要因は、それぞれの資料がどのような性格をもつかについての研究者間の認識の相違にあるように思われる。資料の性格の認識は各研究者の歴史観に深くかわることであり、資料それ自体の批判的検討はこの認識を深めるために絶対に必要なるものである。それでは、前述の銅板文書についてはどのように検討すべきであろうか。

わたくしの知るかぎりでは、この点についてすぐれた論文を発表したのは、元インド碑文局長 (Government Epigraphist) チャンラ (B. Ch. Chhabra) 氏である。⁽⁷⁾ 一九五一年、“Diplomatic of Sanskrit Copper-Plate Grants” と題する論文で、銅板文書の古文書学的研究を提唱した氏は、その記載項目を分類した上、各項目の説明を通じてその形式を検討した。その後この分野の研究があまり進められていないのは残念であり、この研究を等閑視しては、銅板文書の批判的検討は進められないであろう。

チャブラ氏の研究には加えるべきものが多い。例えば、銅板文書は王が発布した村落や土地の施与についての特許状であり、施与を受けた者にとっては、村落や土地を享有する証拠となった文書である。この性格から銅板文書の内容と形式が規定されることがなかったのであろうか。もしあったとしたならば、それはどのような点であろうか。また、銅板文書は内容と形式の上でいちじるしく劃一的であるが、諸王朝の間でどのような記載の相違がみられるのであろうか。年代が降るにつれてあるいは地域が異なることによって、その記載はどのように違っているのであろうか。このような問題は銅板文書を資料とする歴史的研究とともになされるべきであり、その研究を通じてはじめて解明されるであらう。

そこで、本稿では、村落や土地の施与についての銅板文書の記載とその性格のあらましを述べ、ついで銅板文書のはじまりをめぐる諸問題について考察することにし、それによって、今後の銅板文書を資料とする歴史的研究の序説の役割を果させたいと思う。

略 称

本稿で使用した略称は、下記のとおりにある。

- CII Corpus Inscriptionum Indicarum
- EI Epigraphia Indica
- IA Indian Antiquary
- IHQ Indian Historical Quarterly

1 インドの古碑文のついでに D. C. Sircar, *Indian Epigraphy* Delhi, 1965, J. F. Fleet, *Epigraphy, Imperial Gazetteer of India, The Indian Empire*, Vol. 2, Oxford, 1909, pp. 24-65, T. N. Subramanian, *South Indian Temple Inscriptions*,

Vol. 3, Part 2, Madras, 1957, pp. 161-252 など参照。

- 2 一〇世紀以後に王が領主や官吏に対して村落や土地を賜与したことを記した銅板文書が発見されており、これらは前述の施与の銅板文書にならって作成されたものと思われる。
- 3 拙稿「五・六世紀ベンガルの土地売買文書についての若干の問題」、東洋文化研究所紀要、一八、一九五九年、参照。
- 4 拙稿「ヴィシヌヌマナーの五九二年の碑文にみえる法規定」、東洋文化、五〇・五一、一九七一年、参照。
- 5 本稿第三章参照。
- 6 拙稿「四—十二世紀北インドの村落・土地の施与」(松井透・山崎利男編『インド史における土地制度と権力構造』、東大出版会、一九七一年) (R. S. Sharma & D. N. Jha, *The economic history of India up to A. D. 1200, trends and prospects, Journal of the Economic and Social History of the Orient*, Vol. 17, 1974, pp. 48-80. 参照。
- 7 *The Indian Archives*, Vol. 5, 1951, pp. 1-10.

一 銅板文書の劃一性

1 銅板文書の一例

はじめに、銅板文書の一例として、五世紀はじめのヴァーカータカ朝プラバーヴァティーングプター (Prabhavātiguptā) のプーナ (Poona) から発見された文書を訳出しておく⁽¹⁾。

プラバーヴァティーングプターは、グプタ朝第三代チャンドラグプタ二世(三七六—四一五年ごろ在位)の娘で、ヴ

アーカータカ朝ルドラセーナ二世 (Rudrasena II) の后となり、夫王の死後、彼女の子が王位にあった間、王朝の実権を握っていたように思われ、この銅板文書はこの時期に発布されたものである。⁽³⁾ 彼女を通じて、グプタ朝の威勢がデカンに及び、それにともなつて、ヴィシヌヌ信仰とサンスクリットの使用といったグプタ朝の文化がヴァーカータカ朝に導入された。⁽⁴⁾

ヴァーカータカ朝の銅板文書は十八発表されている。それらのなかで、この銅板文書は、Vatsagulma Branch のヴィンディヤンヤクティ二世 (Vindhyaśakti II) のフラークリット文書⁽⁵⁾ よりも後のものであるが、いわゆる Main Branch のもつとも古い銅板文書であつて、この記載の内容と形式は同王朝のその後の諸王によつて踏襲されたものであつた。しかも、これは全文がサンスクリットで書かれており、現存最古のサンスクリット銅板文書の一つであるばかりでなく、現存の銅板文書の最初期のものの一つである。これによつて銅板文書の記載の内容と形式について知ることができよう。

「成就あれ。ヴィシヌヌ神によつて勝利あれ。幸あれ。⁽⁶⁾」

Nandivardhana [ナンドウ地] から [発布する]。

グプタ朝の最初の王、大王 (maharaja)・聖なる (śri 敬称) ガトートカツチャ (Gatotkacha)。その子、大王・聖なるチャンドラグプタ [二世]。その子にして、リツチャヴィ [家] の娘なる王妃 (mahadevi)・クマールデーヴィーから生まれ、多くの馬祠祭 (asvamedha) をおこなつた大王の王 (maharajadhiraja)・聖なるサムドラグプタ。その子、かれによつて親愛され、大地に並ぶものなく、すべての王を破り、名声は四海を和らげ、多くの牛・貨幣・

インドの銅板文書の形式とそのはじまりについて

家を贈与したところの、最高のヴィシユヌ信者 (paramahagavata) 大王の王・聖なるチャンドラグプタ〔二世〕。

その娘、ダーラナ・ゴートラ (Dharana gotra) のナーガ家 (Naga-kula) 出身の王妃・聖なるクベーラナーガーから生まれ、両家の飾りにして、ヴァーカータカ家の大王・聖なるルドラセーナ〔二世〕の後、皇太子 (yuvaraja) ・聖なるディヴァーカーラセーナの母、ヴィシユヌに帰依した聖なるブラバヴァティーングプターは、

Supraṣiṣha 郡 (ahara) 内の Vilavaṅka の東方、Sṛṣa 村の南方、Kadapiṅjana の西方、Sivivaraka の北方にある Dangūṅa 村に〔居住する〕バラモンをはじめとする村のクトウンピン (家長)⁽¹⁰⁾ たちに対して、健康を述べて、告知する。

汝らに知らせる。『余は、カールティカ月 (Kartika 十月) 十一月) の陽十二日、余自身の功德の成就のために、ヴィシユヌの足下に伏して、ヴィシユヌに帰依したアーチャーリヤ (acarya 学匠) ・Chanalasyamin に対して、かつてない贈与として (apūrva-dattya)、水をそそいで、この村を与える。』

汝らは、慣例の定めに従って、すべての命令を遵守すべきである。

これまでの王が認めたところの四ヴェーダに通じたバラモンのアングラハーラ (catuṣ-vidy-āgrahāra) の免除が与えられる。⁽¹¹⁾ そして、bhata と chatra とが入ることを禁じ、牧草・皮革・木炭〔の提供〕なく、酒〔と塩〕の購入と採掘〔の税〕を免じ、〔牛車〕の連続の〔提供〕なく、犠牲の家畜、花と牛乳〔の提供〕を免じ、nidhi と upanidhi とを与え、また kṛpā と upakṛpā とを与える。⁽¹²⁾

将来の王はこれ〔施与村〕を保護すべきであり、増大すべきである。

この文書 (śāśana) を無視して、少しでも、かれに対して害をなし、あるいは害をなさしめる者は、バラモンの

知らせによって、罰金をともなう刑罰を科するであろう。

ヴィヤーサ (Vyasa) はつぎの頌を述べている。

『自分が贈与し、あるいは他人が贈与した土地を奪う者は、十万頭の牛を出して罪を贖う』と。

一三年に、この文書は書かれ、Chakradasa が刻した。」

この銅板文書は二枚の銅板からなる。一組となった銅板のそれぞれ内側は文字が刻され、外側は全く文字が刻されていない。各銅板の下部の中央は孔があげられ、孔には銅製のリングを通して、二枚の銅板を結びつけて一組のものとしており、リングの結び目には楕円形の小さな銅板の印章がつけられている。この印章には日月の図の下に四行の銘文が記され、それはつぎのように訳される。

「ヴァーカータカの飾り、継承によって王の吉祥を得た、

皇太子の母の、敵を徴らす文書⁽¹³⁾。」

2 銅板文書の記載項目

銅板文書がどのような事項を記載しているかについては、チャブラ氏がすでに述べている。かれはこの記載について Preamble, Notification, Conclusion という三部分に大別し、各部分をさらに分けて全体として十五項目として、各項目について当時新たに発見された銅板文書の記載を例示しながら説明した⁽¹⁴⁾。この論文を参考として、銅板文書の記載項目を前文・主文・後文の三部分に分けて、つぎに簡単に述べることにしよう。

(A) 前文。(1)祈願 (mangala)。はじめは sidham (幸あれ) ということばを記し、簡単なものであったが、しだ

インドの銅板文書の形式とそのはじまりについて

いに神に帰依し神をたたえる文を記すようになった。

(2) 発布地。それは都であることが一般的であったが、軍事行動や聖地参詣の途次の宿営であった例が少くない。

(3) 施与者。施与者たる王およびその父祖についての記載である。初期の銅板文書には散文で簡単に記し、王の父祖については父と祖父との名を称号を付けて記す以上の記載はあまりなかった。しかるに、六世紀以後になると、王とその父祖との軍事的功業、寺院の建立などの宗教的行爲、および人格や身体のすぐれたことをたたえる韻文——*Distich* とよばれる——が長文にわたって書かれるようになり、それがしだいに一般化した。そのため、銅板は一枚の大きいものかあるいは二枚以上のものが必要になったし、銅板文書の全記載のなかでこの記載が占める分量が大きくなって、三分の二を越えることさえあった。

(4) 告知。ここに告知の対象として記されているのは、初期には、施与された村落や土地を管掌した地方官、および村民であったが、しだいにその施与に直接関係のない者を記すようになった。もっとも詳細なのはパーラ朝の銅板文書であつて、そこには皇太子以下の一族、王朝に従属した地域の支配者や領主、中央と地方の多くの官吏、パラモンや土地保有者などの村民、さらにチャーランダラなどの賤民や種族民までを例挙している。

(B) 本文。(5) 施与の村落あるいは土地。村落の場合、一村落的施与が一般的であったが、二―五村の施与の例があり、土地施与の場合でも同様に、二区劃以上の土地の施与の例が少くなかった。それらの村落については、村落が属する上級の地方行政区劃を記し、土地の場合には、村落内の位置と面積を記し、両者ともその四方の境界を明示した。

(6) 被与者。パラモンに対する施与は、被与者が一人であった例が過半数を占めるが、二人以上であった例もすこぶる多く、それはインドのほぼ全地域に見られ、この施与の特色を示している。パラモンには、父と祖父の名のほか、

ゴートラ (gotra) とヴェーダ学派 (carana) がほとんどつねに記され、その上、居住地、もとの居住地、ブラヴァラ (pravara) あるいは caturvedin (四ヴェーダに通じた者) などの称号が記される例が多い。⁽¹⁵⁾ 他方、ヒンドゥー寺院の例はインドの各地方に見られるが、仏教サンガの例はベンガル、ビハール、サウラーシエトラなどの一定の地域以外にはあまり見出せず、ジャイナ寺院の例はきわめて少ない。

(7) 施与の目的と動機。その目的は施与者たる王自身と王の父母の宗教的功德の増大という宗教的なものであり、村落や土地からの収入は、バラモンの場合には、王のために五大供儀 (pancamahayajñah) をはじめとする祭式をおこなない、ヒンドゥー寺院や仏教サンガの場合には、日々の祭祀の施行、建物の修復、および宗教者の生活の費用にあてられることを記す。その際に、施与に至る事情について簡単に記すことが少くなかった。

(8) 被与者に譲与された特権。施与にともなう被与者に対して租税免除をはじめとする特権が譲与された。この記載は、「すべての租税を免じて」という語句を記す簡単なものから、パーラ朝などのように多くの項目を列挙するものまで、諸王朝の銅板文書の間に相違がみられる。

(9) 後文。(9) 村民に対する命令。村民に対して施与に関する命令を遵守して、租税を納めるべきことを記す。

(10) 未来の支配者に対する要請。王の子孫や未来の支配者がこの施与を保護すべきことを記す。

(11) 土地贈与の功德と贈与を破ることに罪悪。土地を贈与しあるいはその贈与を保護することが宗教的功德を増すことに加え、これに反して、贈与を破ることは宗教的罪悪であると呪詛する。これは、ヴィヤーサ、マヌ、あるいは『マヌ法典』などのバラモンが尊重した権威ある名をもって、韻文で記される。⁽¹⁶⁾

(12) 年月日。一般に施与の日を記すが、施与の日と銅板文書作成の日とを記すものもある。

(13) 銅板文書の作成にたずさわった者。ふつう、王の施与の命令を伝達した者と文書の文章を作った者の名を記す。
 (14) 王の署名と文書の確証。

このように、村落や土地の施与という一定の内容を記した銅板文書には、一定の形式が見られるのである。数多くの銅板文書が発見されているマイトラカ朝とガーハダヴァーハ朝のものをみてみると、ある一人の王の銅板文書は、(5) 施与の村落や土地、(6) 被与者などの当然異なるべきところを除いて、ほぼ同じ文章が記されているのがふつうであり、一つの王朝では、歴代の王が前の王の記載を継承することが多い。さらに、各王朝の銅板文書では、記載形式ばかりでなく、(4) 告知や(8) 被与者に譲与される特権の記載といったところまで、その前の王朝の記載を継承していることが多い。この面からも、銅板文書は全体として記載の内容と形式の上で劃一性が見られるようになったのである。

前述の記載項目の順序は、本章のはじめに例示したブラバヴァティグプターの銅板文書などの初期の銅板文書にもとづいて記した。諸王朝の銅板文書の順序はほぼこれと同じであるが、(3) 施与者たる王とその父祖の記載が韻文で長く記されるようになると、(2) 発布地と(14)年月日の記載は主文に入れられた。

そして、各王朝の銅板文書には、この十四項目のすべてが記されているわけではない。施与の文書の性格から、(3) 施与者、(5) 施与の村落や土地、(6) 被与者といった記載は不可欠であるけれども、後文の(9)・(10)といった項目の記載がないことがある。しかし、(4) 官吏や村民に対する告知の記載は、全文を韻文で記したカラチュリ朝の銅板文書のほかの例外を除いて、全銅板文書に見られるのであり、これから前文・主文・後文の三つの部分に分けることができる。これが銅板文書の記載形式の特色である⁽¹⁷⁾。

主文は、王がバラモンなどに対して村落や土地を施与して租税免除などの特権を与えたことを具体的に記したもの

である。かかる施与にあたって、王は施与の内容を官吏と村民とに告知したのであって、それが銅板文書のなかに(4)の告知という記載形式をとったのであろう。この点からいえば、主文は告知の内容である。この主文に対し、前文は施与者たる王、同時に主文の告知者、銅板文書の発布者である王自身の記載であり、後文は、村民たちが命令を遵守すべきこと、および未来の支配者がこの施与を保護すべきことを記し、そのあとで銅板文書の作成に関係した者の名を記したものである。

この告知の記載と並んで、銅板文書の特殊性を示しているのは、(3)王およびその父祖の記載である。前述のように、これは非常に長い文章で書かれたことが多い。文書として考えれば、これほどの長文を記す必要はないであろう。それにもかかわらず、当時貴重であった銅を多量に使用して、王とその父祖をたたえる長文を刻したのは、銅板文書が王朝の權威を顕示する意義をもっていたためであろう。

いうまでもなく、銅板文書は村落や土地の施与についての王の特許状である。この施与は一般の人民の土地寄進とちがって、租税の免除をはじめとする特権を被与者に与えており、この特権は王だけが譲与できるものである。その意味からいえば、銅板文書を発布する権能をもつのは王だけに限られるであろう。もしその他の者が村落や土地を施与し銅板文書を作成しようとするれば、なんらかの方式で、王の特別の認許を受けねばならないであろう。

現存の銅板文書を見ると、王以外に、皇太子や后妃が発布したものが発見されている。それらのなかには、王の承認を受けたことを記しているものがあるが、かかる記載がないものが多く、本章のはじめに紹介したブラバヴァテイグプターの銅板文書もその一例である。

王以外の者がかかる施与をおこないたいと思つたときには、おそらく一定額の貨幣あるいはそれに相応するものを

支払って、王に懇請したのであろうが、その施与は王の名によっておこなわれた。このことは銅板文書自体の簡単な懇請の記載から推測することができる。諸王朝に従属する地域の支配者はこのような形で王に懇請したが、かれらの勢力が一定程度強大となった場合、王の承認を得て、かれらは自分の名で銅板文書を作成して村落や土地を施与したのであり、かれらが独立すると、かれらは王朝の承認なしに銅板文書を作成するようになったであろう。⁽¹⁸⁾

3 銅板文書の作成過程

前述の(18)銅板文書の作成にたずさわった者については、七種ほどの関係者の記載があり、それによって銅板文書の作り方について知ることができる。

まず、王は村落あるいは土地の施与を命令する。これは *sva-mukh-ajña* あるいは *ajña svayam* などと表現されているように、施与者たる王自身によっておこなわれた。ときには王子あるいは王弟によって命令がなされた。この命令を受ける者は伝達官 (*dāta* or *duṭaka*) であって、伝達官はこれを施与に関係する官吏に伝えて、施与を実施せしめ、それとともにこの旨を諸官吏や村民に告知せしめた。銅板文書は施与と同日あるいはその直後に作成されるのがふつうであったが、なかには半年後または二年後に作成されたものもある。⁽¹⁹⁾

銅板文書の文章を書く者は、各王のもつて定まっていたようである。その者の職名は *sandhivigrahika* であることが多かったが、十世紀以後は *kanāṅka* あるいは *kayastha* が顕著になった。現存の銅板文書のなかには、前文だけが刻され、主文以下が空白のままとなっている銅板が発見されている。前文は一定しているため、前もって準備しておくことが可能であるから、これらは宮廷で用意されていたものであろう。そして施与が決定すると、そのあとに

続けて主文以下を刻して完全な銅板文書とするのであるが、なんらかの都合で、主文と後文が刻されずに、宮廷におかれたままになったのであろう。

文章が作成されると、それを読みなおして確めた。文章の冒頭の欄外に“*disiam*”とあるのは、⁽²⁰⁾この確認の証であろう。このあと王自身が文書の末尾に署名した。現存の銅板文書には、これは当然のことながら他の文字と異なった筆致で刻されている。署名のほかに、“*svahastam*”や“*svahasto nama*”と記し、あるいは王の標印を捺すこともあり、多くの場合には前述の語句や標印が署名のかわりとして刻された。

このように確認された文章は、字の巧みな官吏によって銅板の上にペンとインクで書き写した。⁽²¹⁾インクが乾いたあと、金銀細工の技術者 (*suvarnaka*) が文字を銅板の上に刻し、そのあとで銅板の形をととのえた。

銅板文書には、さらに確認の証として銅製あるいは真鍮製の印章 (*mudra*) を付けた。銅板が一枚のときには、左端あるいは上端に印章を付けた。二枚以上のときには、銅板の一つあるいは二つの孔をあけて、そこに銅製のリングを通して一組とし、リングの結び目に銅製の印章を付ける。この印章には、ふつう上部に王朝の象徴を表わす図像が描かれ、下部には王の名が記されている。⁽²²⁾銅板文書はこの印章を付することによって完成され、真正性が保証されるのである。

銅板文書の作成後、これは被与者に渡された。被与者は施与された村落や土地をこれによって享有できたのであり、銅板文書はその享有の証拠となった。そのため、被与者はこれを貴重品として大切に保管したのちがいない。現に、銅板文書を壺の中に入れたり、あるいは二枚の石板にはさんで、土中に埋めていたことが知られている。⁽²³⁾

前述のように、王自身の署名などによって銅板文書の文章を確認し、王の印章を付してその真正性を保証したのは、

インドの銅板文書の形式とそのはじまりについて

銅板文書が証拠としての意味をもっていたためである。実際に、王の死亡や王朝の交替によって新しい王が現われたときなどには、村落や土地の享有についての証拠として銅板文書を調べたようであり、また銅板文書を喪失した場合、銅板文書の再交付を懇請せねばならなかったし、享有が失なわれた場合には、銅板文書を提出してその享有の回復を懇請せねばならなかったのである。⁽²⁴⁾

こうした事情から、バラモンの中には、銅板文書を偽造して村落や土地を享有する者が現われた。七世紀前半のハルシャの Madhubar (Azamgarh District) 銅板文書には、あるバラモンが所持していた偽作文書を打ちこわして、そのバラモンが享有した村落を没収し、それを他の二人のバラモンに施与したことを記している。⁽²⁵⁾ このように偽作文書の存在を示す資料があるばかりでなく、今日発見されている銅板文書のなかに偽作文書と考えられるものが多く存在するのである。⁽²⁶⁾

1 C. I. I. v. pp. 7 ff. cf. E. I. xv. pp. 41 ff. Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 434 ff. の銅板文書は Ahmadnagar 及び Poona に移住した鍛冶工が所有していたというが、本来は ヴァマルム の Hinganghat tahsil (Wardha District) にあったものと思われる。王が施与したという Danguna 村は Hinganghat 村に比定をせよ。cf. C. I. I. v. pp. 5 & 7, V. M. Karambelkar, *Select Sanskrit Inscriptions*, Nagpur, [1959], pp. 77 & 81. 及び 'Nandivardhana 及び Nandivardhana Pravarasena II 及び 王都の及び ヴァーカーマカ朝の都であったと考えられること及び Nagpur の近くの Nagardhan に比定されている。' この王朝の銅板文書はすべて ヴァダルム のものであるから、この銅板文書は前述のことと ヴァダルム のものにちがいない。

2 cf. C. I. I. v. pp. xxiii ff., G. Yazdani (ed.), *The Early History of the Deccan*, Oxford, 1960, pp. 175 ff. (A. S. Altekar)

D. C. Sircar, *Studies in the Political and Administrative Systems in Ancient and Medieval India*, Delhi, 1974, pp. 33ff.

- 3 ヲの臣のチの銅板文書は Riddhapur (Amaravati District) から発見された (C I I. v. pp. 35ff.)。それら Pravarasena II の十九年のものには 'se' というのは '彼女' という 'Valatākānām-Mahārājāśrī-Dāmodarasena-Pravarasena-jānani' である。Dāmodarasena は Pravarasena とは別人と考えられるが通説であるが、V II V III ミラシ氏は同一人であると主張している (C I I. v. pp. ix, xxiii. n. 5, p. 35)。Dāmodarasena というのははかになんの資料がなく、この王朝の王と同じく sena という名の別の別名をもちうたがなりの 'u' を Pravarasena II の別名と考えるのはむりであろう。わたくしは、通説のように 'Dāmodarasena' を Pravarasena II の兄と、この王の前にわずかな期間王位にあって夭折した王と考えた。そうであるとするれば、彼女は三人の子が王位にあった十数年間、母后として勢力を振っていたのであろう。
- 4 この王朝の文化については C I I. v. Introduction, Chaps. 10 & 11.
- 5 C I I. v. pp. 96ff. Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 431ff.
- 6 原文は 'siddham-jītam bhagavata. svasti' 訳したが 'svasti' は '調子がよい' の意である。
- 7 'u' は Gupta-ādīrājā' であるが、Riddhapur 銅板文書には Gupta-nām-ādīrājā' である。Gupta は plural genitive になってくるので、ミラシ氏に従って訳した。
- 8 ここにヴァーカータカ朝よりもむしろメンタ朝の系譜が記されているのは、この王妃がグプタ朝の娘であることを誇ったものと解釈できるであろう。
- 9 以上の地名は明確に比定できないが、すべて Hinganghat 地区にあったと考えられている。
- 10 クトゥンビンについては、拙稿「五・六世紀ヘンガルの土地売買文書についての若干の問題」(第三節参照)。
- 11 アグラハハラについては第五節参照。
- 12 'u' は bhata と chatra は軍隊と警官、'ar' は正規軍と不正規軍、'nidhi' と 'upanidhi' は埋蔵物と委託物、'kripita' と 'indra' の銅板文書の形式とそれとはじまりについて

upakrpta と bhāga bhoga と同じく地税と雑税と解釈されている。以上の被与者に譲与された特権の記載については、よくわたる点がある。本文の訳は他日再検討するつもりである。 cf. D. C. Sircar, *Landlordism and Tenancy in Ancient and Medieval India as Revealed by Epigraphical Records*, Lucknow, 1969, pp. 68f. D. N. Jha, *Revenue System in Post-Maurya and Gupta Times*, Calcutta, 1967, pp. 129f. etc.

13 銅板の大きさは、たゞ一四、ち二三センチ、印章はたゞ五・三、ち七・二センチであり、リングを含めた重さは九七一グラムあるらしい。

14 チャンニ氏は、Preamble の部分について、(1) invocation, (2) place of issue, (3) name of grantor with his title and ancestry, (4) address, Notification の部分について、(5) specification of the gift, (6) names of the grantee, (7) occasion, (8) purpose, (9) boundaries, Conclusion の部分について、(10) exhortation, (11) name of conveyance, (12) date, (13) name of the writer, (14) name of the engraver, (15) authentication に分けている。サルカール氏は、"Indian Epigraphy" (pp. 126-50) のなかで、この分類に従って銅板文書の記載を説明した。

15 概していえば、年代が降るにつれて詳しく記され、また多人数のバラモンに施与されたときは、名とコートラ、あるいは名だけが記される傾向が見られる。

16 これらの韻文は、サルカール氏によつて一六四頌集められている (D. C. Sircar, *Indian Epigraphy*, pp. 170-210)。それ以前の集輯は、P. V. Kane, *History of Dharmasāstra*, Vol. 3, Poona, 1941, pp. 1271-7, S. Lévi, *Le Népal*, Tome 3, Paris, 1908, pp. 122-35 に見られる。

17 これに対して個人の文書にはこのような告知の記載がない。初期の個人の文書の代表的な例は、グプタ朝スカンダグプタのうちの Indor 銅板文書 (*CHI*, iii, pp. 70f. 後述三三〇頁) と、後グプタ朝 (Later Guptas) ナシクンタ (Vishnugupta) のうちの Mangraon (Shahabad District) 石板文書 (*Et*. xxvi, p. 246) であり、これら二つの文書の形式を知ることは

ある。

- 18 cf. D. C. Sircar, Epigraphical notes, 9 Creation in rent-free holding, *Et.* xxxiii, pp. 50ff., Ditto, *Landlordism and Tenancy in Ancient and Medieval India etc.*, pp. 6 ff. 以上の点は別稿で詳論したと思ふ。
- 19 村落・土地施与の日と銅板文書作成の日の両者を記しているのは、カラチェリ紀元の銅板文書と十一—十三世紀ベンガルの銅板文書であつて、それらでは、両者が同じ日であつた例があるが、銅板文書作成の日がいちじろしく遅れた例が多い。
- 20 “distiam”は前述のブラヌーヴァンティーングプターの銅板文書にも記されている。
- 21 フッタが没した地として知られるカシヤ (Kasia, Gorakhpur District) から発見されたところの仏教文献を写した銅板には、第一行だけが刻まれ、残りの二十二行はインタで書かれたさまになつてゐる (Archaeological Survey of India, *Annual Report*, 1910-11, p. 74) これによつて作り方が知られる。
- 22 印章のこしは B. Ch. Chhabra, Seals of ancient India, *The Indian Archives*, Vol. 4, 1961/62, pp. 36-49, D. C. Sircar, *Indian Epigraphy*, pp. 150-60 を参照。
- 23 cf. D. C. Sircar, *op. cit.*, pp. 97ff.
- 24 拙稿「四—十二世紀北インドの村落・土地の施与」六二頁以下参照。
- 25 *Et.* i p. 73, *It.* 10-12.
- 26 偽作文書について論じた唯一の論文は J. F. Fleet, Spurious Indian records, *IA.* xxx, 1901, pp. 201-23 であり、そこには五十七の銅板文書が偽作としてあげられている。今日それらのうち若干のものは真正な文書と考えられており、他方その後に見見された偽作文書があり、改めて偽作文書の認定方法とその作成の事情について検討する必要を痛感する。

二一 ダルマシャーストラの規定

いまから八十五年前、ドイツのサンスクリット学者ジュリウス・ヨリ (Julius Jolly) は、ダルマシャーストラ (Dharmasāstra) のなかに、王がバラモンに土地を贈与するに際して作成すべき文書の記載を定めていることに注意して、その規定が実際の銅板文書の記載と合致することを論証した⁽¹⁾。それらの規定のなかで年代がもっとも古いものは、『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』、一・三二七—三二九であり、そこには、

「王は土地を与えあるいはニバンダをおこなうときには、未来の善き王に知らせるために文書をつくるべきである。王は、布あるいは銅板に、上部に自分の紋章と印を、下部に自分の家系と自分のことを書き、贈与の額、贈与地の境界の詳細、自署と年月をととのえて、確実な文書をつくるべきである⁽²⁾。」

とある。それと並んで、『ヴィシュヌ法典』、三・八一—八二には、

「王はバラモンたちに土地を贈与すべきである。かれらに贈与するときには、未来の王に知らせるため、布あるいは銅板に、自分の家系、贈与の額と贈与地の境界の詳細を書いて与えるべきである⁽³⁾。」

と記されている。

この両規定を比べてみると、韻文と散文との相違があるが、同じ語彙が使われており、内容は非常に類似している。すなわち、両者には、(a)王がバラモンに対して土地を贈与するにあたって、布あるいは銅板の文書を作成すること、(b)それは未来の王に知らせるものであって、(c)そこには王とその家系、(d)贈与の額と贈与地の境界を記すことが定め

られている。『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』は、『ヴィシュヌ法典』よりも詳しく、以上のほかに、(e)文書の上部に王の紋章と印とを、(f)下部には王の署名と年月とを書くことが定められているし、また(g)土地贈与だけではなく、ニバンダのときも、王が文書を作成することが記されている。この類似を見ると、一方の法典が他方の法典から借用したことは間違いないであろう。

この両規定を読むと、その内容が現存の銅板文書とほぼ合致している。そうすると、両規定は銅板文書の出現前につくられたと考えるよりも、銅板文書の出現後それを見て、両規定がつくられたと考えるが穏当であろう。それでは、両法典の著作年代はいつごろであろうか。この年代を知ることができるならば、銅板文書の出現の年代について一つの有力な資料が与えられることになるであろう。

まず『ヴィシュヌ法典』についていえば、それは本来白ヤジュルヴェーダのカタ(Kāṭha)学派に属したものと考えられ、ダルマーストラ(Dharmasūtra)の古い要素を残しているけれども、『マヌ法典』から多大な影響を受けて、そこから多くの規定をそのまま取り入れたり、その韻文の規定を散文に作りかえたりして、新しい内容をもったものとし、さらにヴィシュヌ派の教説をもつて飾っている⁽⁴⁾。問題の銅板文書に関する規定は『マヌ法典』に見られないし、一般の文書に関する規定もダルマーストラや『マヌ法典』には少ない⁽⁵⁾。この規定が含まれている「王の義務」(Rājadharmā)を取扱った第三章が、終りの四頌を除いて全章散文で書かれているが、ダルマーストラでは「王の義務」に関する規定はまだ詳細なものとならなかつたのであるから、この規定が同法典の古層に属するとはいえないであろう⁽⁶⁾。つぎに、『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』は、『マヌ法典』で取扱われているほとんどすべての項目について、その約三分の一の分量で規定しており、慣習(acāra)・司法(vyavahāra)・贖罪(prayasaita)の三編(adhyāya)に分つて

インドの銅板文書の形式とそのはじまりについて

体系的に規定をつくり、規定は簡潔さを特色として⁽⁷⁾いる。銅板文書に関する規定は慣習の編の最後の章「王の義務」のなかに記されているが、『マヌ法典』と比べてとりわけ発達した規定を設けているのは司法の編である。文書に関していえば、証人 (saksin)・文書 (lekhyā)・占有 (bhukti)・神判 (divya) の四者をもつて証拠の種類としてあげ、それぞれについて多くの規定を記して独特な証拠法体系を樹立し、後世のヒンドゥー法の発展に大きな影響を与えた。⁽⁸⁾この点は文書に関する規定が乏しい『マヌ法典』との間に大きなちがいを示している。

このように、両法典は『マヌ法典』よりもあとに著作されたものである。この点については全く異論がない。おそらく、『マヌ法典』は著作直後にバラモンの中で權威あるものと認められ、両法典は『マヌ法典』の權威を前提とした上で、この法典から大きな影響を受けて著作されたと思われる。

両法典の間には、前述の銅板文書に関する規定のほかに、多くの類似した規定が見出される。どちらの法典が古く著作されたかについては、研究者の間に相反する意見が述べられている。すなわち、『ヴィシュヌ法典』の校訂・英訳者ヨリは、これらの規定を比較検討して、この法典が『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』よりも古いものであると説き、⁽⁹⁾この説が多く⁽¹⁰⁾の学者によって採用された。わが中野義照氏も、『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』の翻訳・研究において、ヨリと同じ結論に達した。⁽¹¹⁾だが、ヨリとちがって、同氏は『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』を『ナーラダ法典』よりも後のものと考えており、その著作年代を西暦四一六世紀に求めた。これとは反対に、『ヴィシュヌ法典』が『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』から借用したと論じたのはマイヤー (T. J. Meyer) であって、問題の銅板文書に関する規定については、前者の規定は後者の規定をたんに要約したものにすぎないと、かれは述べている。⁽¹²⁾カーネ (P. V. Kane) 氏も同じく、『ヴィシュヌ法典』の方が後のものであるとし、この法典のような「比較的重要ではない著作」から、

『マヌ法典』、『バガヴァッドギーター』や、『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』が借用したとは思えないと述べている。⁽¹³⁾
わたくしは、ダルマシャストラの歴史からみて、『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』が『ヴィシヌ法典』よりも古く、またもっぱら法規定を記した『ナーラダ法典』よりも古く著わされたと考えたい。

このようにダルマシャストラの先後関係を考えてみたが、その著作年代は一層むずかしい問題である。『マヌ法典』の年代は、一八八六年にビュラー(G. Bühler)が西暦前二〇〇年—西暦二〇〇年説を述べた。⁽¹⁴⁾この説はその後多くの学者によつて採用され、カーネ氏もまたこれを統製している。⁽¹⁵⁾この説はダルマシャストラの年代を考える基準となつてゐるが、絶対的な論拠をもつてゐるわけではなく、また四百年という著作年代の範囲を一層せまい範囲にすることは成功してゐない。⁽¹⁶⁾それほどにダルマシャストラの著作年代に関して資料が欠如しているのであり、この点は古代インドの他の文献も同様である。

今日、ダルマシャストラの著作年代に関して一般に採用されているのは、カーネ氏の説である。かれによれば、『ヴィシヌ法典』は、古層が前三〇〇—一〇〇年、新層が三世紀から七世紀までの間であり、⁽¹⁷⁾『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』は前一世紀と西暦三世紀との間である。⁽¹⁸⁾いま問題としてゐる『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』は、前述のように異論があるけれども、カーネ氏が下限の年代としてゐる三世紀までに著作されたと考えてよいであらう。⁽¹⁹⁾すると、この銅板文書に関する規定は現存最古の銅板文書より前に作られたことになり、遅くとも三世紀には銅板文書が存在してゐたことになる。⁽²⁰⁾

ついでに、他の法典の銅板文書に関する規定について述べておこう。それは『プリハスパティ法典』(六・二〇—二四)⁽²¹⁾と『ヴィヤーサ法典』(三八—四五)⁽²²⁾とであつて、両者の間で二頌が重複している。両法典とも散佚し、後世の註釈

書と綱要書に引用された規定が知られているにすぎない。カーネ氏によれば、『プリハスパティ法典』は二〇〇—五〇〇年、『ヴィヤーサ法典』は前述の法典と同じころ、二世紀から五世紀までの著作であるという。⁽²³⁾

前者では、(a)王がバラモンに土地を贈与するとき、布や銅板の勅書 (rajāsana) を作り、そこには、(b)王とその家系、発布地 (sthana)、バラモンの名とヴェーダ学派を記して、自己と父母の功德のために贈与した旨を書き、(c)日月の存するかぎり子々孫々に至るまで存続して、すべての租税を免じ、⁽²⁴⁾ 贈与者と保護者は天国に、奪う者は地獄に行き、それぞれ六万年の果報を受けることを書き、(e) samdhivigraha-lekhaka がこの記載を確め、⁽²⁵⁾ (f)王の印章、年月日、贈与の額と官吏の名を記して、勅書を完成することを規定している。後者には、前者のほかに、(g)未来の支配者に知らしめるために書き、⁽²⁶⁾ (h)クトウンピン (家長) をはじめとしてチャーンダラ (candala 賤民) に至るまで知らせることを規定している。このように、両者の規定は『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』のそれよりも一層詳しく、ヨリが指摘したように、内容の上ばかりでなく語彙の上でも、実際の銅板文書の記載と多かれ少なかれ正確に合致している。だが、例えば、(h)の告知に關していえば、賤民に至るまで記しているのはパーラ朝だけであって、(h)と同じ文章はどの王朝の銅板文書にも見出すことができない。また『プリハスパティ法典』の散文の規定(九・五)にも、王の土地贈与にあつてバラモンをはじめとする村民に知らせるべきことを記しているが、⁽²⁷⁾ これもまた銅板文書のなかに同じ文章を見出すことができない。このように、諸王朝は諸法典の規定の一字一句に従つて銅板文書を作成したわけではないが、これらの規定が存在したことは、銅板文書の劃一性を論ずるにあつて考慮せねばならないことであらう。

1 J. Jolly, Beiträge zur indische Rechtsgeschichte, 3. Theorie und Praxis in den altindischen Gerichtsverfahren,

Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft, Bd. 44, 1890, S. 342-62.

2 Yājñavalkya-smṛti, i. 317-319. dattvā bhūmim nibandhan vā kṛtvā lekhyam tu kārayet | āgami-bhadra-nipati-pariñānāya pāṭhivah || pāte vā tāmrapaṭṭe vā svamudr-opari-cñhitam | abhilekhy-ātmano vamiśyān ātmānam ca mahipatiḥ || pratigraha-parimāṇam dāna-ched-opavarṇanam | svahasta-kāla-saṁpannam śāsanam kārayet sñhiam ||

ニケンヤ (nibandha) は、貨幣を贈与してそれを他の者に預け、その利息として定期的に一定の物を被与者に永久に支払うことである。ニケンヤ民族のニケンヤータ (Uśabhadāta) の Nasik 碑文 (EI. viii. p. 82, No. 12, Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 164ff.) 及び イランズンタのイノド 銅板文庫 (CII. iii. pp. 70f, Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 319f.) などその好例がみられる。また「贈与の類、贈与地の境界の詳観」によれば、『ミターニャラー』(Mitākṣarā) はそのことについて「pratigraha は受贈されたもの、[ウビダ] ニケンヤは、rupaka (貨幣の単位) なるものを parimāṇa である。dāna は与えられたもの、[ウビダ] 土地はウビである。その cheda 又は、それを与えられたもの、cheda である。川を境界のウビである。その parimāṇa は nivartana (面積の単位) である。その upavarṇana 又は、種々な川、村、あるいは土地、東はかへなくの北は、そのウビ、そのウビ、nivartana なるものは、nivartana である。その parimāṇa である。その parimāṇa である。」(Nirṇaya Sāgar Edition, p. 110)

3 Viṣṇu-smṛti, iii. 81-82. brāhmaṇebhyaś ca bhuvanṁ pratipādāyēt. yeśān ca-pratipādāyēt, teśān svavamiśyān, bhuvanḥ parimāṇam, dāna-ched-opavarṇanam ca pāte tāmrapaṭṭe vā likhitam svamudr-āñkitaṁ cāgami-niṣpa-vijñāpan-ārhanṁ dadyāt.

4 『オキシリス法典』によれば、J. Jolly, *The Institute of Vishnu*, Oxford, 1900, Introduction, P. V. Kane, *History of Dharmasāstra*, Vol. 1, Part 1, revised & enlarged ed., Poona, 1968, pp. 112-25, L. Renou, Sur la forme de quelques textes sanskrits, I. La Viṣṇusmṛti, *Journal Asiatique*, 1961, pp. 162-72. 並直四郎『現在キニタル・オキシリス法典』東洋文庫、一九七〇年、五三頁、参照。

ニケンヤの銅板文書の形式とその内容について

- 5 この点はずいぶんバーナーによつて描繪せられたる (G. Bühler, *The Laws of Manu*, Oxford, 1886, pp. xcix-ci)。『イヌ法典』のときには、文書が存在が知られてゐたにちがらぬが、文書に関する規定としては、死刑に処すべき犯罪として偽作文書 (Kuta-sasana) の作成をあげてゐる (九・二三三) のが注目されるべきであらう。
- 6 だが、カーネ氏は、『王の義務』の章そのの法典の古層と考えられるものがある (P. V. Kane, *op. cit.*, p. 116)。
- 7 『ヤーシニヤヴァンニキヤ法典』のこゝに J. Jolly, *Hindu Law and Custom*, translated by Batakrisna Ghosh, Calcutta, 1928, pp. 41-4, P. V. Kane, *op. cit.*, pp. 421-59, 中譯參照『ヤーシニヤヴァンニキヤ法典』中野教授翻譯記念会、一九五〇年、參照。
- 8 ダムニンヤースタットの文書に關する規定のこゝに Amarewar Thakur, *Hindu Law of Evidence, or A Comparative Study of the Law of Evidence according to the Smritis*, Calcutta, 1933, pp. 164-219, P. V. Kane, *History of Dharmasāstra*, Vol. 3, 1941, pp. 308-16,
- 9 J. Jolly, *Hindu Law and Custom*, pp. 41ff. だがその法典や國中已の著作を考えた。だが J. Jolly, *Arthasāstra of Kautilya*, Lahore, 1923, Introduction, pp. 19f. を參照。
- 10 中野教授、前掲書、三〇四—三〇五頁。
- 11 同右、五〇五頁。
- 12 J. J. Meyer, *Über das Wesen der altindischen Rechtschriften und ihr Verhältnis zur einander und zu Kautilya*, Leipzig, 1927, S. 214.
- 13 P. V. Kane, *op. cit.*, Vol. 1, Part 1, p. 118.
- 14 G. Bühler, *The Laws of Manu*, Introduction.
- 15 P. V. Kane, *op. cit.*, p. 344.

16 ジャヤスワール氏は『マヌ法典』をシェンガ朝期の著作とし、『ヤーシニヤヴァルキヤ法典』を150—1100年間にヤ
シニヤディーニヤで著わられたものと考えたが (K. P. Jayaswal, *Manu and Yajñavalkya*, Calcutta, 1930, pp. 42ff., 61.)
説得性のある論証がなされてゐない。

17 P. V. Kane, *op. cit.*, pp. 125f.

18 *Ibid.*, pp. 443, 447.

19 cf. Robert Lingat, *The Classical Law of India*, tr. by J. D. M. Derrett, Berkeley, 1973, pp. 122-132.

20 ナンナ氏が『マヌ法典』を西暦前1100年—西暦1000年の間に著作されたと考え、『ヤーシニヤヴァルキヤ法典』が
それの後で、西暦1000年頃に著せられたといふ説を採る (J. D. M. Derrett, *Dharmāśāstra and Juridical
Literature*, Wiesbaden, 1973, pp. 27, 31, 34.)

21 *Bṛhaspati-smṛti*, vi. 20-24. ed. K. V. Rangaswami Aiyangar. cf. L. Renou, *Études Védiques et Pāṇinienes*, Tome
11, *Note sur la Bṛhaspati-smṛti*, Paris, 1963, pp. 57f.

22 Vyāsa-smṛti, 38-45. ed. Batakrishna Ghosh. cf. Kṛtyakalpataru, Vol. 12, *Vyavahāra-kāṇḍa*, ed. K. V. Rangaswami
Aiyangar, pp. 157f., *Aparārka's Commentary of Yajñavalkya-smṛti*, Vol. 1, *Ānandāsrama Skt. Series*, p. 580. 同は
前掲論文と他の綱要書から四頌を加えて十一頌をあげ、その中 Samgraha とした用を採る十一頌を添へてゐる。

23 P. V. Kane, *op. cit.*, pp. 488, 532.

24 sarvabhāgva-vivarjitam, or sarvabhāga-vivarjitam.

25 同は adhyakṣāksara, vyaktāksara. 上の釋語は釋和の “dṛṣtam” にちかへ “jātaṁ mama” と記されてゐる。

26 Vyāsa-smṛti, 41. kutumbino' tha kāyasha-dita-vaidyā-mahattarān | mleccha-cāṇḍāla-paryantān sarvān sambodha-
yanniti || mleccha 〇なること meda 〇記す 兼て 〇なる。

ヤヌの銅板文書の形をその中に用ひてゐる。

27 *Bṛhaspati-smṛiti*, xix. 5. *rājā kṣetrah datvā cātura-vaidya-vaṅgī-vārika-sarva-grāmiṇa tan-mahattara-svāmi-puruṣ-adhiśiṭhan paricchindyat*. この法典の散文の規定は、『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』のヴィンヤヴァルンバ (*Viśvarūpa*) の註釈書だけに引用されているものである。

三 布・貝多羅・銅板——文書の方法

前節に引用したところの『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』をはじめとする諸法典には、王が土地施与に際して作成すべき文書の材料として、銅板と並んで「布」(*paṭa*) があげられている。この「布」は後世の註釈者たちによって一様に「綿布」(*karpāsika*) と解釈されている⁽¹⁾。綿布は古来インドで用いられた文書の材料の一つであつて、古くはアレクサンドロス大王の遠征に従軍して西北インドに足を踏んだネアルコス (*Nearchos*) によってその存在が報じられている⁽²⁾。

古い綿布の文書は今日全く残っていないが、ヒマラヤ山麓の Almora District の Talesvara から発見され、六世紀ごろのものと考えられているドネティヴァルマン (*Dyuthivarman*) の銅板文書には、村落や土地の施与を記した綿布の文書があったことを示す記載が見出される。この銅板文書は、王が村落や土地を施与したことを刻したのではなく、この地にあった *Vīramahesvara* 寺院がそのときまでに施与を受けていた村落と土地とを列挙して、それらのすべてについてこの王が確認したことを記したものである。そこには、この寺院に対して、それまでの王が「銅板、布と、*viśatāpa* などの文書によつて」(*tāmapaṭṭa-pāta-viśatāpa-patṭānā*) 村落や土地を施与したが、それらの文書が焼けたり、

悪者によって破壊されたりしたので、この寺院のバリシャッド (parisad 管理機関) が文書の承認を与えて貰いたいと王に申し出たので、王はこれを認めて、それらの村落と土地の施与を確認したことを *visatāpa-patra* に記して与えたと記されている。*visatāpa* という語は辞典に見られず、よくわからないが、*visatāpa-patra* は前述のことからこの現存の銅板文書をさすのであろう。しかし、布の文書については、これ以上の記載がなされていない。

綿布とならんで使用された文書の材料は、特定の樹木の葉であり、わが国では貝葉あるいは貝多羅という名で知られている。⁽⁵⁾ それはしゆる樹 (*tala & tali*)⁽⁶⁾ とコマラヤ山麓のかげ樹 (*bharya*)⁽⁷⁾ である。貝葉に書かれた文書も残っていないが、銅板の形は貝葉にならってつくられたと考えられている。

この貝葉についても王の村落施与が記されたことを示す資料がある。それは、五世紀末、今日のマディヤ・プラデーシのラーイプル地方を支配したシャラブリーヤ朝ナレーンドラ (Narendra) の治世二十四年の *Kuruṇḍ* (*Raipur District*) 銅板文書である。⁽⁸⁾ それによれば、*paramahatitarka* (「最高の王」)——サルカール氏はこの王が従属したところのグプタ朝の王をさすというが、むしろこの王の父の *Sarabha* をさすのであろう——が、一村落をバラモンに施与し、*tala-patra-sāsana* (しゆる樹葉に書いた王の文書) をつくって渡したところ、その文書が火事で焼けてしまったので、王は改めてこのバラモンの子に対して銅板文書を作成して施与の確認をしたという。

他方、石柱、石板、あるいは寺院や窟院の壁面に刻された碑文のなかには、村落や土地の施与について述べたものが多く見出される。だが、それらはヒンドゥー寺院の建立といったような宗教的行為を記念して作られたものであって、施与の記載は簡単に記されているにすぎない。それらのなかには、施与にあたって銅板文書を作成した旨を記したものがあって、これらの碑文とは別に銅板文書が作成されたことが知られる。興味深いものは、ラージャスターン

南部の Partadgarh (Chioragadh District) 石碑であつて、⁽⁹⁾ ここには、プラテイハハラ朝マヘンドラパーラ一世 (Mahendrapala I) のヴィクラーマ紀元一〇〇三年 (西曆九四六年) の碑文と、それに続いて、この王に従属したマータヴァ (Matawa) の同年の碑文があり、両者はヒンドゥー寺院に村落を施与したことを記し、ともに銅板文書の記載をそのまま写したものである。

以上のように、王の村落や土地の施与を記した文書は、銅板以外の材料をもって作成されたことがあつた。しかし、綿布や貝葉といった材料は破損しやすく、長年にわたつて保存することがむずかしい。それらと比べると、保存が容易で取扱に便利な銅板は、貴重な文書の材料として適している。そのため、前述のように銅板文書の記載の形式が定まると、王の施与の文書はしだいに銅板に刻すのがいわば原則となつて、銅板文書以外のものに記すことがまれになつたのである。

このことは、銅板を意味する *tamrapatta* ということばが、銅板文書をもって施与された村落や土地をさしたことから知られるであろう。この用例の古いものは五・六世紀にベンガルで作成された土地売買文書の境界の記載のなかに見ることができ、⁽¹⁰⁾ そして、六・七世紀の交にオリッサに勢力をもつていたソーマダッタ (Somadatta) の銅板文書には、「王が与えた *tamrapatta* のためによつて」村落を施与し、「かれら [被与者] に通例の *tamrapattana* (銅板の贈与) を与える。だれもかれらの享有を妨げてはならない」と記されている。⁽¹¹⁾ ここでは、他の多くの銅板文書にアグラハハラあるいはブラフマデーヤ (バラモン) に対して施与された村落や土地」と記されているところに、*tamrapatta* の語が見出されるのである。それ故、王の村落や土地の場合に銅板を使用するのは遅くとも六世紀までにはい

わば原則となつていたといえよう。

銅板文書と王の村落・土地施与との結びつきについては、チャンプラ氏はバットラ (Ballala) 作の『ボージャンプラバ
ンダ』(Bhojaprabandha) から興味深い話を紹介している⁽¹²⁾。すなわち、バラマール朝ボージャ (Bhoja 一〇一一—五五年
在位)⁽¹³⁾は、あるとき馬に乗って外出したところ、皮製の器を水壺として持っていたバラモンに出会った。この器はバ
ラモンが所持するのになまわしくないのな、王は驚いて馬をとめ、バラモンにそのわけを尋ねた。すると、バラモン
はつぎのように答えた。王の治世となって、鉄は敵兵をつなぐ鎖をつくり、銅は王の文書 (sasana) (すなわち銅板文書)
をつくってしまつて、二つのものが手に入りにくくなつてゐると。この話から、王の村落や土地の施与は銅板文書に
書かれていたことになりかねない。

1 『ヤーシキリヤウールキヤ法典』一・三一九の註釈。L. S. Joshi (ed.), Dharmakośa, Vyavahārikāṇḍa, Vol. 1, Part
1, Wai, 1937, pp. 349ff.

2 綿布や樹葉などの文書の材料については、G. Bühler, *Indische Palaographie*, Strassburg, 1896, S. 88-93, (tr. by J. F.
Fleet, Calcutta, 1962, pp. 139-46.) S. M. Katre, *Introduction to Indian Textual Criticism*, Poona, 1954, pp. 4 ff., D.

C. Sircar, *Indian Epigraphy*, pp. 61ff. 参照。

3 Strabo, xv. c. 711.

4 EI. xiii. pp. 115f. ff. 6-13. なお、この銅板文書は、同地発見のドナチヤウールマンの子ヴァシクマヌウールマン (Vishnuva-
rman) の銅板文書 (EI. xiii. pp. 118f.) とともに、解説者グプタ (Y. R. Gupta) 氏によつて偽作とされたが、サルカール
氏はこれを眞作とし、その (The History and Culture of Indian People, Vol. 4, p. 131, n. 46.) 'わたたくしも眞作である
を思い。

5 貝葉については、前注2に所掲の文献のほか、望月信享『仏教大辞典』五、一九三六年、四一八〇—一頁参照。

インドの銅板文書の形式とそのはじまりについて

- 9 著名な *Borassus flabellifera* と *Corypha umbraculifera* 及びその。
- 7 銅板文書のもの文章は貝葉に書かれたのに相違ない。カトレ氏によれば、鍛冶工が銅板文書を作るにあたって、つねにもこの貝葉を模倣したのであって、ものものがしゅら樹葉 (palm-leaves) であれば、銅板は細く長く作られ、かは樹葉 (birch-leaves) であれば、銅板は一層幅広くなつて、しばしば正方形に近くなり、細長い銅板は南インドの特徴であり、幅広い銅板は北インドの特徴である (S. M. Katre, *op. cit.*, p. 8)。
- 8 *Et. xxxi. pp. 265f.*
- 6 *Et. xiv. pp. 182ff.* 上記は上記の碑文が刻まれており、第三以下のものは土地寄進にうつて簡単に記されており、銅板文書の形式をうつた。上の様な例は他のものを見らる。cf. *Et. xxiii. pp. 135f., CII. iv. pp. 366f.* など、マージハスターンの Rajorgarh (Alwar District) なる発見された石板碑文は、マラチャーンラ朝に從属したマタナギーヴァ (Mathanadava) がマラチャーン紀元一〇一六年 (西暦九六〇年) に村落を施与したことを記したものであって、その記載は銅板文書とちがいがなく (*Et. iii. pp. 266f.*)。そしてこれが銅板文書から写したものであるければ、この石板碑文は特異なものである。
- 10 拙稿「五・六世紀ハンガルの土地売買文書にうつて若干の問題」一〇〇頁。
- 11 *Et. xxiii. p. 202, No. B. II. 9-12, No. C. II. 9-11.* マーハタのバヌマタ (Bhanudatta) の銅板文書と同様な記載を見らる (*Et. xxviii. p. 233, II. 11-12*)。
- 12 B. Ch. Chhabra, *Diplomatic of Sanskrit Copper-Plate Grants, The Indian Archives, Vol. 5, 1951, pp. 2f.*
- 13 ホーシヤノシバダ Pratipal Bhatia, *The Paramdras, New Delhi, 1970, Chap. 6, P. T. S. Aiyangar, Bhoja-Rajia, Madras, 1931, P. V. Kane, History of Dharmasāstra, Vol. 1, Part 2, Poona, 1975, pp. 585-91* を参照。

四 サータヴァーハナ朝の碑文

—— ナーシクとカールレの仏教石窟の村落・土地の施与碑文 ——

それでは、いつごろから銅板文書が作成されたのであろうか。はじめに銅板という材料の点から述べておこう。

三世紀以前に作成された碑文を見てみると、銅板に刻された四つの碑文が西北インドで発見されている。それらはいずれも仏教サンガに寄進したことを記したものであつて、文字はカローシユティ文字、言語はブラークリットである。

第一はタクシラ発見の前一世紀後半と思われるもので、ある地方官 (Meridarkha) がストゥーパを建立したことを刻したもの⁽¹⁾。断片。

第二はタクシラ発見の七八年という記年のあるもので、タクシラ近くの Chukhsa という地のクシャトラバ (太守) Patika が仏舍利と僧院 (sangharama) を寄進したことを刻したもの⁽²⁾。

第三はタクシラ近くの Kalwan 発見の一三四年という記年のあるもので、女の在俗信徒 (upasika 優婆夷) Candrabhi が、説一切有部 (Sarvastivada) の受用のために、ストゥーパを建て舍利を安置したことを刻したもの⁽³⁾。

第四はシンドの Sui Vihar 発見のカニシカ紀元一二年のもので、ピク (比丘) Damatrata が杖 (Yasti) を立てたところに、女の在俗信徒 Balamandi が柵 (Parivasa) を寄進したことを刻したものである⁽⁴⁾。

以上の四枚の銅板は、四世紀以後のものに比べて、非常に薄い。形も小さく、第三のもののはかは細長い⁽⁵⁾。その文字は点をもって刻されており、線を描くに至っていない。記載の上では、いずれも比較的短い文章であつて、この時

インドの銅板文書の形式とそのはじまりについて

代の他の材料に刻された仏教寄進銘の形式とちがいが無い。

それらより古いものとしては、U・PのSolagaura (Gorakhpur District) から発見された碑文が注目される⁽⁶⁾。これは、かつてコーサラ国の都があったシェラーヴァステイー (Śrāvastī 舍衛城) の地方長官 (mahamatra) が発布した文書 (Sasana) であつて、飢饉のときに農民のため穀倉を開くべきことを命じたものである。この碑文は薄い真鍮板に刻して鑄造されており、真鍮板はたて約七五センチ、よこ約三〇センチで、その四隅に小さな孔があげられているので、なにかに打ち付けられていたものであろう。その年代は字体の上からアショーカとほぼ同じころと考えられる。碑文学者のなかからは、ベンガル東部 (バングラデッシュ) のMahasthan (Bogra District) 石板碑文⁽⁷⁾とともに、これをアショーカ碑文よりも古いと考える説が提出された⁽⁸⁾。この説には容易に賛成しがたいが、いずれにせよ、これはインドの現存最古の碑文の一つであつて、これによって前三世紀に真鍮や銅が碑文の材料として使用されたことが知られるのである。

つぎに、王の村落や土地の施与という点から、銅板文書のはじまりを考えてみよう。

マハーラーシュートラ西部に散在する仏教石窟には、サータヴァーハナ朝⁽⁹⁾時代の村落や土地の寄進を記した碑文が見出されるが、それらのうち、サータヴァーハナ朝の王と王妃の村落や土地の施与についての四つの碑文は、ナーシク (Nasik) 仏教石窟の第三窟 (ヴィハール) の前壁に刻されている。それらは、ガウタミアプトラ⁽¹⁰⁾シャータカルニ (Gautamiputra Satakarṇi) 、“かれの母ガウタミア⁽¹¹⁾バラシュネリー (Gautami Balasiri) 、“かれの子で後継者であるヴァーシシュティ⁽¹²⁾ (Vasishthiputra Puṣṭi) の三人が、それぞれこの地の仏教サンガに対して村落あるいは土地を施与したことを記したものである。

バラシユリーの碑文は、ヴァーンシユティープトラ⁽¹⁰⁾ブルマーヴィの治世一九年に作られたものであり、ガウタミー
プトラ⁽¹¹⁾シヤータカルニがシヤカなどの異民族を破つて、サータヴァーハナ朝の栄光を回復し、デカン(ダクシナーパ
タ daksinapatha)を統治したことを述べた記載が長く、それは歴史研究にとって貴重な部分となっている。だが、こ
こで問題としている施与の記載については、この地に寄進した石窟に住む賢胄部(Bhadrayanya)のサンガに一村を
施与したということだけを記すにすぎず、きわめて簡単なものである。

これに対して、他の三つの碑文は、第一節に述べた銅板文書の記載を内容と形式ともにほぼそなえている。それに
ついては後に述べることにして、ここに三碑文の内容を紹介しておく。

(A)ガウタミープトラ⁽¹¹⁾シヤータカルニの治世一八年の碑文は、シヤカ民族のナハパーナ(Nahapana)の部将ウシヤ
バダータ(Uśabhata)がまえに享有していた Aparā-Kakhadī 村の 200 nivarana の面積の土地を自分のものとして、
それをこの地の仏教サンガに対して施与したことを記す。⁽¹²⁾

ガウタミープトラ⁽¹¹⁾シヤータカルニは、シヤカ民族のナハパーナを破つて、ナーシク・プーナ・ボンベイの地方を回
復し、さらに周辺の諸地方に勢力を拡大して、サータヴァーハナ朝のデカン統一支配の基礎をきずいた王であつて、
この碑文はかれがナーシク地方を回復した後に作られたものである。

(B)同王の治世二四年の碑文は、この地のピタたちに、まえに Kakhadī 村にある土地を施与したが、この土地が耕
作されず、また村にも人が住んでいないので、Govaddhana 市の境界にある 100 nivarana の面積の王有地(Kāśā-
ksetra)を改めて施与したことを記す。⁽¹⁴⁾

(C)ヴァーンシユティープトラ⁽¹¹⁾ブルマーヴィの碑文は、治世一九年、前述のバラシユリーが寄進した石窟に住む賢
インドの銅板文書の形式とそのはじまりについて

胄部のピクたちに Sudarsana 村を与えたが、そのかわりに Salmaipada 村をかれらに施与し、施与の文書 (patika) を治世二二年に与えたことを記す⁽¹⁵⁾。

さらに、(D) ナーシク⁽¹⁶⁾の南のカールレ (Karle, Poona District) の壮大なチャイトヤ窟の前壁にも、この地の大衆部 (Mahasamghika) のピクたちに対して村落を施与したことを記した碑文が刻されている。それには一四年という治世の年が記されているが、施与者の名は見られない。だが、この碑文はガウタミープトラ⁽¹⁷⁾ニシャータカルニのものにちがいない。というのは、これが刻されている石窟の前壁には、ウシャバダータがこの地の仏教サンガに村落を施与したことを記した碑文が見出され、その村落名はこの碑文に見える村落名と同じである。つまり、前述のナーシク碑文の場合と同様に、ガウタミープトラニシャータカルニはシャカ族の勢力を破つてこの地方を回復した後、ウシャバダータが施与した村落を改めて同じ仏教サンガに施与したと考えられるからである。

ところで、ウシャバダータの碑文はガウタミープトラニシャータカルニの碑文よりも古く、かれはシャカ民族の部将であるが、インド文化に同化して、西部インドの各地でバラモンと仏教サンガとに対して贈与をおこなったことを誇っている。サルカール氏によれば、かれの前述のカールレ碑文は、かれが寄進したナーシク第十窟の碑文とともに、綿布か銅板に記された文書から写したものであろうという⁽¹⁸⁾。それでは、これらの碑文はどのような内容と形式をもっていたのであろうか。

カールレ碑文は、かれの贈与の行為を誇った記載のあとに、「Valuraka の石窟に住む四方サンガ⁽²⁰⁾ (caturdisa-sangha) に、Karajika 村を与えられた」と記し、村落施与の記載はきわめて簡単である。また、ナーシク碑文はかれの贈与の行為について一層詳しく記されているが、土地の施与については、つぎのように記されているにすぎない。

「かれ〔ウシヤバダータ〕は、バラモン、Varahiの子、Āsvihutiの手から、4000 karsāpana(貨幣)の額で、その〔バラモンの〕父の所有に属し(sa-pitu-sataka)、都市〔Govaddhana〕の境界の西北方にある土地を買って与えた。ここから、わが石窟に住む四方サンガの比丘に食物が供される。」⁽²¹⁾

ここには土地売買の記事があつて注目されるが、両碑文には銅板文書に見える告知の記載も、また被与者に譲与された特権の記載もなく、銅板文書の形式を全くもっていない。⁽²²⁾したがって、現存の碑文を見るかぎりでは、ガウタミープトラシヤータカルニの碑文は銅板文書の内容と形式をもつものとしても古いものである。

そこで、問題はガウタミープトラシヤータカルニの年代である。これについては、ナハパーナの年代と関連して、長い間論争が重ねられてきたが、いまだ容易に決定することができない。本稿はこの問題を本格的に論じるものではないが、本稿の目的からいって、これについて一応の結論を得ておかねばならないので、最近の諸説を参考として穩当と考えられる年代を述べておきたい。

論点の一つは、ナハパーナのときの碑文に記されている四一年から四六年までの年が、西暦七八年から始まるシヤカ紀元の年であるか、あるいはかれの治世の年であるかという点である。シヤカ紀元の年であるとすれば、ナハパーナは西暦一一九―二五年に在位していたことになる。⁽²⁴⁾ガウタミープトラシヤータカルニがナハパーナを破つたのは、ナハパーナの碑文から知られる最後の年の少し後、前述のカールレ碑文に見えるところの、ガウタミープトラシヤータカルニの治世一四年の少し前と思われる。⁽²⁵⁾それ故、シヤカ紀元説に従えば、ナハパーナが破れたのは一二四年ごろであり、ガウタミープトラシヤータカルニの治世は一一一―三四年ごろである。⁽²⁶⁾

このシヤカ紀元説の最近の代表的な論者はサルカール氏である。氏によれば、シヤカ紀元はカニシカ一世が始めた

ものであり、ナハバーナはシャカ民族のチャシュタナ (Castina)⁽²⁷⁾ とともにクシャーン朝の藩侯であったという。カニシカ一世の年代は、最近国際的会議が二度開かれたほどの大きな論争点となっており、七八年説から二七八年説までの諸説が提出され、一致した結論が得られていない。カニシカ一世がシャカ紀元を始めたという説は、インドヤソ連などの学者のなかに支持者が少くないが、ここでは、わが国の通説に従ってこの説を採用せず、二世紀前半説を支持しておきたい。また、ナハバーナがクシャーン朝に従属していたという証拠はなく、かれはマールワー地方からボンベイ・プーナ地方まで支配し、かれが発行した貨幣は大量に見られているから、⁽²⁹⁾かれは独立していたと見るべきであらう。

つぎに、シャカ民族のルドラダーマン (Rudradaman) のシャカ紀元七二年 (西暦一五〇年) の有名なギルナール (Girnar, Junagarh District) 石碑には、⁽³⁰⁾かれはデカンの王 (daksinapatha-pati) シャータカルニを二度破ったが、あまり遠くない親類 (sambandh-vid-dūraya) なので滅ぼさなかつたと記されている。このシャータカルニはサータヴァーハナ朝のどの王に比定すべきであらうか。ヴァーシシュティープトラハプルマーヴィはシャターカルニとよばれた証拠が全くなく、しかも一四〇年ごろの著作とされるプトレマイオスの地理書にはかれの名とルドラダーマンの祖父のチャシュタナの名が記され、⁽³¹⁾両者が同年代の人と考えられるので、問題のシャータカルニはかれよりも後の王であらう。⁽³²⁾かれの後継者は、ブラーナによれば、シヴァシュリー (Sivastri)⁽³³⁾である。この王は、貨幣銘に見えるヴァーシシュティープトラハシュアータカルニ、およびボンベイのカネリー (Kanheri) 石窟碑文に見えるカルダマカ (Kardamaka) の王ルドラ (ルドラダーマンであらう) の娘と結婚したヴァーシシュティープトラハシュアータカルニと同一人であるとすれば、「あまり遠くない親類」のシャータカルニは、この王ではなく、その次の王、シヴァスカンダハシュアータカルニ

(Sivaskanda Satakarṇi) であろう。この説はサータヴァーハナ朝の歴史から考えて、矛盾するところがない。

この説が正しいとするならば、ルドラダーマンの前述の石碑の年代の一五〇年を基礎として計算することができよう。ただサータヴァーハナ朝の諸王の在位年数が明確ではない。シヴァシュリー⁽³⁶⁾の在位年数は、『マツヤ・プラーナ』(Matsya Purāna) によれば七年であり、ナーナガート(Nanagaṭa) 碑文に見えるヴァーシシュティープトラ⁽³⁶⁾シヤタラバナ⁽³⁶⁾シヤータカルニがこの王と比定できるとすれば、その碑文は治世一三年のものであるから、一三年以上在位したことになる。ヴァーシシュティープトラ⁽³⁶⁾ブルマーヴィには前述(C)の治世二四年の碑文があるが、プラーナによれば、かれの在位年数は二八年であるという。そこで、シヴァスカンダ⁽³⁶⁾シヤータカルニの初年、シヴァシュリーの末年を一四九年として、シヴァシュリーの在位年数を一三年(一三六―四九年)、ブルマーヴィのそれを二四年(一二二―三六年)とすると、ガウタミープトラ⁽³⁶⁾シヤータカルニの末年は一二二年となる。かれの前述の(B)碑文の治世二四年をかれの末年とすると、かれは八八―一二二年に統治したことになる。これがカンダラワラ(Kaṭi Khaṇḍalavāla) 氏の説であって、本稿ではこの説を採用しておきたいと思う。アルテカール(A. S. Altekar) 氏とデーヘーシヤ(Vidya Dehejia) 女史とは、シヴァシュリーの在位年数を七年、かれの末年を一四五年と考えて、ガウタミープトラ⁽³⁶⁾シヤータカルニの年代を八六―一〇一年としたが、この説は前述の説と二年ちがうだけである。

このように考えると、ナハバーナの碑文に見える年をシャカ紀元とするサルカール氏などの説に賛成できない。これはナハバーナの治世の年と考えるべきであろう。カンダラワラ氏は、ナハバーナが破れた年を二〇六年、かれの在位年代を六〇―一〇六年とした。だが、前述のように、ナハバーナが破れた年はガウタミープトラ⁽³⁶⁾シヤータカルニの治世一四年以前と考えられ、かれの説によれば、その一四年は一〇四年にあたるから、ナハバーナの在位年代は五

七一〇三年ごろと修正すべきであろう。⁽³⁹⁾

ナハパーナは『エリネトウラー海案内記』に見えるマンバノス(Mambanos)と比定されている。ナハパーナの年代からこの書の年代を決定することができないが、この書が一世紀後半、六・七〇年代の著作であるというのが有力な説であって、⁽⁴⁰⁾その説は前述したところのナハパーナの年代と合致するであろう。

以上のように、ガウタミープトラシヤータカルニの碑文の年代は二世紀はじめである。本稿の目的からいえば、この程度にその年代を確めることで十分であろう。

そこで、前述のサータヴァーハナ朝の碑文の内容と形式についての検討に移ろう。これらの碑文の一例として、ガウタミープトラシヤータカルニのナーシク石窟の治世一八年の碑文を訳出しておこう。

「成就あれ。軍隊の勝利の陣営から⁽⁴¹⁾〔発布する〕」。

Govaddhana の Benakataka に居して、ガウタミープトラシヤータカルニは、Govaddhana の長吏 (amātya) Viṣṇupālita に告知する。

Aparakakhaḍi 村にある Adyakalakiya [とらう] 土地は、まえにはウシヤバダータが享有した 200 niyartana [の面積の土地] であったが、いまは自分の土地 (asmat-ksetra) の 200 niyartana であ、⁽⁴²⁾われわれはこれを Tekirasi の修業者に与える。

そして、この土地には免税を与え、「役人が」立ち入ることも触れることもなく、塩を採る税を課さず、郡役人が干渉することがなく、すべての租税を免じる。これによってこの免除がおこなわれ、この土地の免除は録される。

〔この旨を〕口頭で命令され、官吏 Sivagupta が記し、Mahasvāmika が〔それを〕保管した。

この文書 (patika) は、「治世」一八年、雨季の第二 paksa (半月) の一日に与えた。Tapasena がおこなった。」この碑文の最後に見える patika (文書) に関する記載から、王がこの土地の施与を記した文書を作成して、それを仏教サンガに渡したことは明らかであり、それ故、この碑文は文書をそのまま写したものである。この碑文の後にスヴァステイカを刻し、それにすぐ続いて同王の治世二十四年の(B)碑文が刻されているので、両者は同じときに刻されたものと思われる。(C)と(D)の碑文にも(A)碑文と同様な箇所には patika の語が見られるので、これらも王が渡した文書を写したものと考えてよいであろう。

これらの四つの碑文の記載項目を見ると、前文・主文・後文の三部分に分たれ、第二節で述べた記載項目のうち、(1)祈願、(2)発布地、(3)施与者、(4)地方官吏に対する告知、(5)施与の土地あるいは村落、(6)被与者、(8)被与者に譲与された特権、(12)年月日、(13)文書作成にたずさわった者について記されている。(ただし、(D)カールレ碑文には(1)・(2)・(3)が欠けている。)これによって、サータヴァーハナ朝の文書は四世紀以後の銅板文書の内容と形式とをほぼそなえていたことが知られるであろう。

さらに、この記載には二つの特徴が注意されよう。第一は、(4)告知の対象が地方官吏だけであり、しかもその人名を記していることである。四世紀以後の銅板文書では、人名を記すことがなくなるとともに、地方官吏ばかりではなく村民も記され、さらに施与に直接関係のない者が列挙されて、ついには官職のリストのように皇太子以下五十ほどの職名が記された。この変化を見ると、サータヴァーハナ朝碑文のように、施与の実施を直接に担当する地方の長吏だけに告知するというのが、この告知の記載の最初の形式であったと思われる。

第二は被与者に譲与された特権の記載であつて、四つの碑文は、いずれも、*apāvesanī anomasa aloṇa-khadakam araha-savinayikam savajāta-pariharika ca* (〔役人が〕立入ることも触れることもなく、塩を採る税を課さず、那役人に干渉されることなく、すべての租税を免じる) と記している。⁽⁴³⁾ 二代の王の碑文がこのように同じ語句を記していることは、このときすでにサータヴァーハナ朝の村落や土地の施与の制度が定まっていたことが推測される。

しかも(A)と(B)の碑文は土地施与、(C)と(D)の碑文は村落施与を記しているが、この譲与された特権の記載にはなんらの相違がない。この点はその後の銅板文書でも同じである。注目すべきことは、(B)碑文の施与地は王有地(*raja-ksetra*)と明記されていることであり、(A)碑文の土地についても、かつてウシヤバダータが享有した地で、この地方の回復のあとに王の所有に属した地である。そして、(B)碑文から推測すると、この地は未耕地であつたと思われる。

これらの特権については別稿で考察する予定であるが、ここには、租税免除、地方官の干渉からの免除、採塩税の免除が記されており、これは第二章で述べた『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』にはみられず、この王朝で定められたものであろう。そして、これらの語句はサータヴァーハナ朝滅亡後に出現した四・五世紀のデカンの諸王朝の銅板文書のなかに継承されている。第二節に訳出したブラハーフアティグプターの銅板文書でも見ることができるのである。それらの諸王朝ではサータヴァーハナ朝の文書を手本として、それぞれの銅板文書を作成したのであろう。

1 *CHI. ii. 1. pp. 4f.*

2 *CHI. ii. 1. p. 47f., Sircar, Select Inscriptions, pp. 124f. J. Marshal, Tazila, Vol. 1, Cambridge, 1951, pp. 47f. Patila* の年代については、論議がなされているが、この七八年を西暦前一五五年前から始まる紀元の年数として、前七七年ごろとする説が有力である。cf. A. K. Narain, *The Indo-Greeks*, Oxford, 1957, pp. 142f., W. W. Tarn, *The Greeks in Bactria*

- 12 *El. viii.* p. 71, No. 4, Sircar, *op. cit.*, p. 198.
- 13 この土地は前の碑文に記載されてゐる土地と同じである。
- 14 *El. viii.* p. 73, No. 5, Sircar, *op. cit.*, pp. 200f. Govardhana はナーシンの近くであつた村であり、またその地域の各地方である。
- 15 *El. viii.* p. 65, No. 3, Sircar, *op. cit.*, pp. 207f.
- 16 *El. vii.* p. 64, No. 19, *Journal of the Asiatic Society of Bombay*, Vol. 30, Part 2, 1956, p. 67, No. 30, Sircar, *Select Inscriptions*, p. 210.
- 17 著名なインディアン史学者ドゥーグラス・バーレットの著した『*Guide to Karla, Bombay, 1957, p. 7*』。
- 18 *El. vii.* p. 57, No. 13, *Journal of the Asiatic Society of Bombay*, Vol. 30, Part 2, p. 67, No. 29, Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 171f.
- 19 D. C. Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 167n, 171n. ナーシク碑文のこの施与の部分はそのものを要約したものである。
- 20 四方サンガについては、平川彰『原始仏教の研究』、春秋社、一九六四年、三五二頁以下。
- 21 *El. viii.* p. 78, No. 10, Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 167f. この土地は前述の碑文にガウタマシーナシャータカルニが施与した土地ではあるまいか。
- 22 ヴァーシシッタヤーブアラールムーヴヤの治世七年に、マナーラタヤ (mahārathi) Vasiṣṭhipuṭa Somadeva が一村を仏教サンガを施与したことを記したカールン碑文には、讓与した特權として sakarukaro sadya-meya であり、諸種の租税を免除されたことが記されてゐる。*El. vii.* p. 61, No. 14, *Journal of the Asiatic Society of Bombay*, Vol. 30, Part 2,

23 兩碑文は、かれの贈与の行為の記載を別にすれば、その他の仏教石窟寄進銘と大きな違いがなう。

24 シヤカ紀元説は、その中に見られる。D. C. Sircar, *Andhau fragmentary inscription of Caṣṭana, year 11, Journal of Indian History*, Vol. 48, 1970, pp. 253-7, *The History and Culture of Indian People*, Vol. 2, p. 180, *Comprehensive History of India*, Vol. 3, pp. 274 ff. (J. N. Banerjea), H. Raychaudhuri, *Political History of Ancient India*, 6th ed., Calcutta, 1953, pp. 484ff. André Mariq, *The Date of Kaniska, Papers on the Date of Kaniska*, edited by A. L. Basham, Leiden, 1968, pp. 178ff., etc.

25 諸学者の年代算定は、カウタミープトラ＝シャータカルニがナンバーナを破った年については、ナースィタ碑文(前述A)碑文)の一八年を基礎とし、このカールレ碑文の一四年を考慮に入れていないが、その年は本文のように一四年の少し前とすべからう。

26 サルカール氏などは、一〇六一三〇年と見なす。

27 最近シヤシッタナとの名の碑文がまたカッチの Andhau から発見され、そこに記されている一一年という年は、シヤカ紀元の年と考えらるゝ。S. Gokhale, *Andhau inscription of Caṣṭana, Saka II, Journal of Ancient Indian History*, Vol. 2, 1968/9, pp. 103-11. 及び前注24のサルカール氏の論文と後注27のキャンタラロー氏の論文とを参照。

28 cf. A. L. Basham(ed.), *Papers on the Date of Kaniska*, Leiden, 1968, B. G. Galunow etc. (ed.), *Central Asia in the Kushan Period*, 2 vols., Moscow, 1974-75.

29 cf. E. J. Rapson, *Catalogue of the Coins in the British Museum, Catalogue of the Andhra Dynasty, the Western Kshatrapas, the Traikūṭaka Dynasty and the Badhi Dynasty*, London, 1908, pp. lxxxviii ff. ナースィタの近頃の Joga-Ihenbi からナンバーナの貨幣が二三、二五〇枚発見された。その約三分の二はカウタミープトラ＝シャータカルニが改鑄したインドの銅板文書の形式とそのなじきられたこと

つ' かれの印が刻されてゐる。

- 30 *El. viii. p. 44, l. 12, Sircar, Select Inscriptions, p. 178.*
- 31 *Geographia, vii. l. 63, 82. L. Renou, La Géographie de Ptolémée, L' Inde, Paris, 1925, pp. 28, 35.*
- 32 サルカール氏は問題のシヤータカールニガウタミーノトラニシヤータカールニ云々してゐる。
- 33 F. E. Pargiter, *The Purāna Text of the Dynasties of the Kali Age*, Oxford, 1913, p. 42.
- 34 M. Rama Rao, *List of Published Satavahana Coins*, Varanasi, 1958, p. 16.
- 35 *Archaeological Survey of Western India, Vol. 5, p. 78, No. 11.*
- 36 Lüders' List, No. 1120, *Journal of Bombay Branch of the Royal Asiatic Society, Vol. 15, p. 313.* チャタランナ (Chatarapana) はクシヤトラナ (太守) と同じであり、シヤカ民族が用いた称号である。この王がかかる称号を用いたことはシヤカ民族の勢力と友好関係をもつてゐたことを物語るものであらう。
- 37 Karl Khandalavala, An inscription of the year 11 of Caṣṭana and its implications, *Journal of Indian History, Vol. 51, 1973, pp. 269-301.* なお、かれはシヤカ紀元をカニシカ一世が始めたという説に賛成し、また次注のアルテカール氏と同じく、ブラーナに依拠して、サータヴァーハナ朝の初代のシムカ (Simuka) の年代を前三世紀においでいるが、これらについて同意しがたう。
- 38 *Maharashtra State Gazetteers, History, Part 1, pp. 94-7, 147-54, Vidya Dehejia, op. cit. pp. 25-7.*
- 39 ナハバーナの年代については、アルテカール氏は五五—一〇五年、デーヘーシヤ女史は五四—一〇〇年としている。
- 40 村川堅太郎『エリヒトトラ海案内記』生活社、一九四六年、一五頁、藤勇造『エリヒトトラ海案内記』の成立年代について——古代南アラビア碑文を史料としての一考察——、史学雑誌、八五—一、一九七六年、参照。
- 41 *senāye [ve] jayam [ti] ye vijaya-khadhāvāra (Sircar) sūnārleḥ Vaijayanti* を都市名と解釈し、これを Banavasi と

比定したが、カンタラワラ氏はこれに対して疑義を抱じた (Karl Khandalavara, *Brahmapuri, Latit Kala*, No. 7, 1960, p. 46)。この文の「ゴバドハナサ Govadhanasa-Benakata-svāmi スワミ」は碑文の Navanarasvāmi と同じく、発布地を示したものと考えられるので、本文ではサルカール氏の解釈 (Sircar, *Select Inscriptions*, p. 198n) に従って訳出しておいたが、後考を俟ちたい。なお、Govaddhana は前述のようにナーシタ地域をとり、Benakataka はBenya 河沿いにもった地と考えられている。

42 Tekirasi はナーシタの石窟の地をさす。

43 サルカール氏は、これをつぎのサンスクリットになおして「アプタベシヤム aprāveśyam anāvanarīyam alvaṇa-khātakam a-rāṣṭra-sāhīnīyāyikam sarvajai-pārihārikam ca.

五 グプタ時代の銅板文書

1 グプタ朝の銅板文書

三二〇年ごろ建国されたグプタ帝国が北インドを統一支配し、そのもとでバラモンの宗教と文化が尊重されて、古典サンスクリット文化の爛熟した花が咲き誇り、カーリダーサなどの詩人・作家が現われたことは、ここに詳述する必要がないであろう。⁽¹⁾この時代には、サムドラグプタの軍事的功業と芸文の才をたたえたハリシェーナ (Harisena) 作の有名なアラールハーバード石碑をはじめとして、歴代の王の碑文や貨幣などの銘文も、また個人が作った碑文も、すべてサンスクリットで書かれている。

グプタ朝前、つまり三世紀以前の碑文を見ると、それらはブラスクリットで書かれることが圧倒的であった。そのインドの銅板文書の形式とそのはじまりについて

ブラークリットに対してサンスクリットがしだいに大きな影響を及ぼすようになったが、サンスクリットで書かれた碑文はわずかに発見されているにすぎない。そのなかで有名なのは、シャカ民族のルドラダーマンのギルナル石碑であつて、一五〇年にかれがサウラーシュエトラの Sudarsana 湖の灌漑施設を修復したことを記念して、かれの功業をカーヴィヤ体でたたえたものである。

だが、この異民族の支配者に対して、前節に述べたサータヴァーハナ朝は、かれら自身バラモンと称して、クシャトリアの誇りと慢心を砕いたと述べ、またバラモンの宗教と文化を採用して、馬祠祭をはじめとする多くのヴェーダ的儀式を施行したと誇っているが、この王朝ではすべての碑文はブラークリットで書かれている。文学史の上では、この王朝はブラークリット文学の保護者として記憶されており、ブラークリット詩文選集として有名な『サッタサイ』(Sattasai 七百頌)は、同王朝のハーラ(Hala)王が編纂したと伝えられ、また、ブラークリットの『プリハットカター』(Prithakata 大説話)を作つたといわれるグナーディヤ(Gunādīya)は、この王朝の都プラティシュエターナ(Pratishthana)に生まれて、同王朝に仕えたと伝えられている。

このように、グプタ朝は、それ以前に一般に用いられていたブラークリットにかわつて、バラモンの雅語であるサンスクリットをいわば公用語として採用し、それによつてサンスクリットは碑文の言語として確固たる地位に据えられた。このことはグプタ朝の一つの性格を物語っているように思う。それ以後、長い間、インド・アーリヤ語が使用された地方では、碑文はサンスクリットで書かれたのであつて、その他の言語で書かれたものは発見されていない。この碑文上のサンスクリットの地位は、十二世紀に至るまで決して揺ぐことがなかった。これはインドの言語と文化の歴史において注意すべきことであらう。

ところで、グプタ朝の歴代の王が村落や土地を施与したことを刻した銅板文書は、サムドラグプタのものどヴァイニヤグプタ (Vaiyagupta) のものとが発見されているにすぎない。サムドラグプタのものは、仏教遺跡として名高いナランダー (Nalanda) から発見されたもの⁽⁹⁾、その南西のガヤー (Gaya) から発見されたものである⁽¹⁰⁾。前者はこの王の治世五年に、後者は同じ治世九年に、いずれも村落をバラモンに施与したことを記したものである。両銅板文書は Gopasvāmin という者の命令によって書かれたと記されており⁽¹¹⁾、両者の文章がほとんど同じであるし、発見地はそう遠く距っていない。

両者のうち先に発見されたガヤー銅板文書について、解説者フリート (J. F. Fleet) は、字体が新しいことと、サムドラグプタの名が主格であるのに対して、その前に書かれた修辭句が所有格で書かれていることから、後世の偽作であると断じた。その後ナランダー銅板文書が発見されると、両者の真偽に関して諸学者の間で論じられたが、今日では字体と記載の点から偽作と見なされている⁽¹²⁾。

ヴァイニヤグプタのものは、ベンガル東部 (今日のバングラデーシ) の Gunaighar (Tripura District) から発見され、グプタ紀元一八八年 (西暦五〇八年)、大乘仏教のサンガに多くの土地を施与したことを記したものである⁽¹³⁾。五〇八年といえば、グプタ朝の衰退期にあたっている。かれはその名と Dvādasāditya という別名とからグプタ朝の一族であろうと思われるが、グプタ朝のナラシンハグプタ (Narasiṅhagupta) と⁽¹⁴⁾のような血縁関係にあったのか明らかでない。ナランダー発見のかれの粘土印章には、グプタ朝の歴代の王が用いた「大王の王」という称号が記されており、またかれの金貨が発見されている。だが、かれがグプタ朝の王位に即いたのではなく、ベンガルで一時独立した勢力をもったと考えるのが通説であって、今後新資料が発見されるまで、この説に従っておきたい⁽¹⁵⁾。

以上のように、グプタ朝が隆盛をきわめた四・五世紀には、歴代の王が村落や土地を施与したことを刻した真正の銅板文書はいまだ発見されていない。しかしながら、チャンドラグプタ二世のとき北インドに旅行した法顕の記録のなかには、

「仏の般泥洹 (parinirvāna) の後より、諸国の王、長者、居士は、衆僧のために精舎を起し、田宅・園圃・民戸・牛犢を供養し、鉄券を書録す。後の王は相伝え、敢えて廢する者なく、今に至りて絶えず⁽¹⁶⁾。」

と記されている。つまり、王や富裕な者が仏教僧院を建立して、土地・園地・人民・牛を寄進し、それを「鉄券」に書いたという。その限りにおいて、この記事は法顕が見聞した事実と考えてよいであろう。それでは「鉄券」とはなんであろうか。これを金属板に書かれた文書と解釈するならば、それは銅板文書以外に考えることができないであろう。この記事から、グプタ朝が銅板文書を作成していたことがうかがわれのである。

グプタ時代には、その他に銅板文書がいくつか発見されている。一つは、別稿で述べたところの、クマールグプタ一世以後、五・六世紀のベンガルで作成された十五の土地売買文書である。それらは、いずれも、viśay-adhikarṇa などとよばれた郡の役所で未耕地を売却し、それを購入した者がバラモン、ヒンドゥー寺院や、ジャイナ教寺院に寄進したことを記したものである。銅板に付された印章の銘からいって、これらの文書は郡の役所が認許した文書である⁽¹⁷⁾。

もう一つの銅板文書は、スカンダグプタのときのグプタ紀元一四六年(西暦四六六年)、Devāṣṭuṇa というバラモンの商人がヒンドゥー寺院に対して貨幣を寄進して、それを油商人の組合 (tailika-streṇi) に預け、この組合が利息として 2 pala の重量の燈明油を寺院に供することを刻したものであって、U. P. の Indor (Bulandshahr District) から

発見された。⁽¹⁸⁾

このような県の役所や個人が作成した文書は、現存の四世紀以後の碑文のなかできわめて数少ないものであり、それがグプタ時代に存在したのである。しかもそれが銅板を材料として作られたのであるから、グプタ朝が村落や土地の施与にあたって銅板文書を作成したことは疑いないであろう。

さらに、グプタ朝が銅板文書をさかんに作成したことを示すのは、前節で述べた *tamrapatiya* という語であって、グプタ時代にすでに、銅板を意味するこの語は銅板文書をもって施与された村落や土地をさすようになっているのである。これと並んで考えるべきことは、施与された村落や土地を意味する *アグラハラ* (*agrahara*) ということばである。⁽¹⁹⁾ これは三世紀以前に作られた碑文には全く見出せず、前述のサータヴァーハナ朝のナーシク碑文では、この語が使われてしかるべきところに、*nikshahala* (ピクの土地) といった他の語が用いられている。⁽²⁰⁾ また三世紀以前に著わされたことが確実な文献にも、この語が見られないようである。しかるに、グプタ時代になると、サムドラグプタの銅板文書には、それは前述のように偽作とされているが、村落が *アグラハラ* として施与されたことを記し、その村落を享有する *パラモン* は *agrarika* とよばれている。⁽²¹⁾ また、スカンダグプタのときの Bihar (Patna District) 石柱碑文には、破損がはなはだしいが、ある *アグラハラ* 村落の *3amsa* —— この村落から徴収される租税の一定分が三つという意味であろう —— と記され、*saulika* や *gulmika* という官吏と並んで *agrarika* が見出される。⁽²²⁾ このように、*アグラハラ* という語はグプタ時代になってさかんに使われるようになったと考えられる。

2 南インドの諸王朝の銅板文書

つぎに南インドの問題に移ろう。三世紀に入ってほどなくサータヴァーハナ朝が滅亡すると、デカン統一支配は破

れて、その領域内の諸地方に新しい王朝が割拠する状態となった⁽²⁴⁾。現存初期の銅板文書はこれらの王朝によって作成されたものであって、いずれもブラークリットで書かれている。それらを列挙すれば、つぎのとおりである。

(1) パッラヴァ朝シヴァスカンダヴァルマン (Sivaskandavarman) が皇太子 (yuvamaharaja) のときに発布した Mayyida-volu (Guntur District) 銅板文書⁽²⁵⁾。一村落を二人のバラモンに施与したことを記す。これが作成された年は一〇年と記されており、それはかれの父王と考えられるシンハヴァルマン (Sinhavarman) の治世の年であらう。

(2) 同じくシヴァスカンダヴァルマンの治世八年の Hiraṇḍagalli (Bellary District) 銅板文書⁽²⁶⁾。以前に父王が二人のバラモンに対して施与した園地 (vatika) を確認し、さらに他の土地をかれらに施与したことを記す。

(3) 同王朝スカンダヴァルマンのときの Gunapadeya (Guntur District) 銅板文書⁽²⁷⁾。皇太子ブッダヴァルマン (Buddhavarman) の妃 Carudevi がヒンドゥー寺院に対して土地を施与したことを記す。

(4) プリハットパラヤーナ朝ジャヤヴァルマン (Jayavarman) の Kondamudi (Krishna District) 銅板文書⁽²⁸⁾。治世一〇年、一村落を八人のバラモンに施与したことを記す。

(5) シャーランカーヤナ朝デーヴァヴァルマン (Devavarman) の銅板文書⁽²⁹⁾。発見地不明。治世一三年、あるバラモンに土地を施与したことを記す。

(6) 同王朝ナンディヴァルマン一世 (Nandivarman I) の Kanukollu (Krishna District) 銅板文書⁽³⁰⁾。治世一四年、四ヴェーダに通じたバラモンたちに対して一村落を施与したことを記す。

(7) 同王朝アチャンダヴァルマン (Achaṇḍavarman) が皇太子であったときに発布した銅板文書⁽³¹⁾。出土地不明。二人のバラモンの兄弟に対して一村落を施与したことを記す。施与の年の三五年はこの皇太子の父王と考えられるナンデ

イヴァルマン一世の治世の年であろう。

(8) ヴァーカータカ朝ヴィンディヤンヤクティ二世 (Vindhyaśakti II) の Basin (Akola District) 銅板文書⁽³²⁾。治世三七年、アタルヴァヴェーダ学派⁽³³⁾ (Atharvaṇa charaṇa) に属するバラモンたちに対して一村落を施与したことを記す。

(贈与の功德を述べた韻文は、(1)と(4)以外の銅板文書に見られるが、いずれもサンسكريットで書かれ、また(8)の王とその父祖の記載もサンسكريットで書かれてゐる。)

これらの銅板文書のあとになると、南インドの諸王朝の銅板文書はブラクリットにかわつてサンسكريットで書かれるようになった。これらの銅板文書は王朝が発布した特許状であるから、そこに記された言語は王朝の公用語といえよう。それ故、南インドの諸王朝はここに公用語の上で重要な変化を遂げたのである。

それでは、前述のブラクリット銅板文書はいつごろのものであり、銅板文書の言語としてブラクリットにかわつてサンسكريットが採用されたのはいつごろであろうか。碑文学者の間には、この時期の銅板文書について、ブラクリットのものがサンسكريットのものより古いという仮説があるように見受けられるが、現在のところ、それを否定する資料は提出されていない。だが、これらの銅板文書には施与の年が各王の治世の年をもつて記されているが、それが西暦何年にあたるのかわからない。そのため、年代に関する問題は研究者の間で一致した意見が得られていない状態である。そこで、諸説を参考としながら、各王朝ごとに述べてみよう。

サータヴァーハナ朝の衰退後、二一三〇年ごろからアーンドラのクリシュナーとグントール地方を支配したのは、イクシユヴァーク朝であり、⁽³⁴⁾ 四代の王が数十年にわたつて統治した。そのあと、パツラヴァ朝はこれを倒してグントール地方からベラリー地方まで勢力をふるい、ついでタミルナードのカーンチーを都として、南インドの有力な王朝と

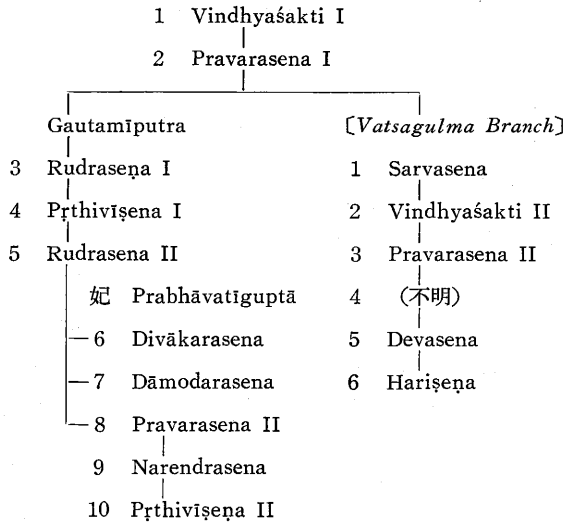
な⁽³⁶⁾った。この王朝で最初に知られている王はシンハヴァルマン (Sinhavarman) であつて、かれがヒンドゥー寺院に寄進したことを記したブラークリット碑文が Maechikallu (Guntur District) から発見されている⁽³⁷⁾。前述の(1)と(2)の銅板文書を発布したシヴァスカンダヴァルマンは、かれの子であり、また(3)のスカンダヴァルマンはこのシヴァスカンダヴァルマンと同一人であるのが通説であり、この説は認めてよいであらう⁽³⁷⁾。

シヴァスカンダヴァルマンの統治年代は、三世紀末から四世紀中頃までの間に求められており、マハーリンガム (T. V. Mahalingam) 氏によれば、三四五—五五年ごろであるという⁽³⁸⁾。グプタ朝サムドラグプタは、有名なアラーハバード石碑のなかに、南インドに遠征して、カーンチーのヴィシヌゴバ (Visnugopa) を破つたと述べられており、この遠征の年代は三五〇年ごろと考えられる。ここに記されたヴィシヌゴバとシヴァスカンダヴァルマンとの関係は、確証を見出すことができないが、後者は前者よりも前の王であるとするのが一致した意見である。そうすると、パッラヴァ朝の(1)・(2)・(3)の三つのブラクリット銅板文書はすべて四世紀前半のものと考えられる。

そのあと、パッラヴァ朝では、六世紀後半のシンハヴァルマン (Sinhavarman) に至るまでに、十一のサンスクリット銅板文書が発見されている⁽³⁹⁾。それらを発布した諸王の系譜と年代については、研究者の意見が必ずしも一致していないが、スカンダヴァルマン (Skandavarman) の治世三十三年の Ongodu (Guntur District) 銅板文書⁽⁴¹⁾がそのなかでもっとも古いことは異論がない。この銅板文書の年代は五世紀前半に求められよう。したがって、この王朝では、四世紀中頃から五世紀前半にかけてサンスクリットが採用されたのである。

つぎに、(4)のプリハットパラーヤナ朝については、この銅板文書が発見されているにすぎない。おそらく、イクシニヴァーク朝の滅亡後、グントール地方で興つたこの王朝は、四世紀前半、ジャヤヴァルマンのときにさかえたが、

ヴァーカータカ朝系譜



を施与された一八人のバラモンの名とゴートラとがブラーク
 リットで、その他はサンスクリットで書かれている。⁽⁴⁸⁾

最後になってしまったが、ヴァーカータカ朝は、サータヴ
 アーハナ朝滅亡後、ヴィダルバ地方でさかえた有名な王朝で
 ある。上掲の表で見られるように、この王朝は四世紀に入っ
 て二つの政権に分裂した。前述の(8)のヴィンディヤシャクテ
 イ二世は Vatsagulma (今日〇 Basim, Akola District) に都し
 て、ヴィダルバ地方西部を支配した王であって、その年代は
 三五〇年ごろと考えられている。かれから四代あとのハリシ
 ーナ (Hariṣena) のとき、すなわち五世紀後半には、Va-
 rahadeva がつくったカーヴィヤ体のサンスクリット碑文が、
 有名なアジャンターとその西のガトートカッチャ (Ghatotka-
 cha) の仏教石窟で発見されている。⁽⁴⁹⁾ またハリシエーナの父デ

ーヴァセーナ (Devasena) のサンスクリット銅板文書の最初の一枚が発見されており、⁽⁵⁰⁾ この王のときのシャカ紀元三
 八〇年 (西暦四五八年) のサンスクリット石碑が最近 Hisse-Borale (Akola District) から発見されている。⁽⁵¹⁾

他方、第二節で例示したところのプラバールヴァティークプターの銅板文書は、この王朝の現存最古のサンスクリッ
 ト銅板文書であって、五世紀前半のものと考えられる。彼女の夫王ルドラセーナ二世はいわゆる Maim Branch に属

し、この王家でも、はじめはブラークリットを使用していたのに相違なく、ルドラセーナ二世の祖父ルドラセーナ一世のものと考えられる石碑がナグブルの近くから発見され、これはブラークリットで書かれている。⁽⁵²⁾このように、ヴァーカータカ朝の二つの王家では、四世紀後半から五世紀前半にかけて、ブラークリットにかわってサンスクリットが銅板文書の言語として採用されたのである。

以上に述べたように、南インドの諸王朝では、四世紀中頃から五世紀前半にかけて、銅板文書の言語がブラークリットにかわってサンスクリットになった。この変化は銅板文書ばかりでなく碑文全般についていえることであって、四世紀中頃まで碑文の言語として圧倒的な地位を占めていたブラークリットは、五世紀前半になると消えてしまったのである。

さらにいえば、南インドでは、六・七世紀から、タミル語、カンナダ語と、テルグ語の碑文が現われ、その後これらのドラヴィダ語の碑文は、各王朝のものでしだいにさかんに作られるようになり、今日非常に多数のものが残っている。このためにサンスクリットの碑文は相対的に少くなったけれども、決してなくなったわけではない。とりわけ諸王朝が発布した銅板文書はサンスクリットで書かれるのが原則であって、⁽⁵³⁾その記載のなかで、施与地の境界や被与者に譲与した特権に関する記載といった、サンスクリットで書くことが不便なところに、それぞれの地方の言語が使われたにすぎなかった。銅板文書のなかで全文がサンスクリットではなく地方語で書かれたものは、きわめて少くない。⁽⁵⁴⁾この銅板文書をサンスクリットで書くことは、銅板文書の一つの特徴を示しているといえよう。

1 cf. A. B. Keith, *A History of Sanskrit Literature*, Oxford, 1928, pp. 74ff. M. Winternitz, *Geschichte der indischen Literatur*, Bd. 3, Leipzig, 1920, S. 38ff. (中野義照訳『インドの純文学』高野山大学日本印度学会、一九六六年、三五頁)

214. R. N. Dandekar, Religion and philosophy in the age of the Guptas (circa 200-700), *Rocznik Orientalistyczny*, Vol. 21, pp. 85-107, Ditto, Literature and science in the age of the Guptas, *Journal of the University of Poona*, Humanities Section, No 7, pp. 1-36.
- 2 CII. iii. pp. 6ff., Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 263ff. cf. G. Bühler, The Indian inscriptions and the antiquity of Indian artificial poetry, *IA*. xlii. 1912, pp. 172ff. 辻直四郎「史書なき印度の歴史」『東洋文化』一、一九五〇年。
- 3 *El*. viii. 42ff., Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 176ff., cf. G. Bühler, *op. cit.*, pp. 188ff.
- 4 *El*. viii. p. 60, ll. 5-7, Sircar, *Select Inscriptions*, p. 204.
- 5 *Archaeological Survey of Western India*, Vol. 5, pp. 60ff. Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 193ff. cf. *Maharashtra State Gazetteers, History*, Part 1, pp. 182ff.
- 6 cf. R. G. Basak, *The Prākṛit-Gāthā-Śaṭsāstī*, Calcutta, 1971, V. V. Mirashi, *Studies in Indology*, Vol. 1, Nagpur, 1960, pp. 70ff., 辻直四郎『サンスクリット文学史』『岩波全書』一九七三年、一三三三頁以下。
- 7 辻直四郎、前掲書、一四六頁以下。岩本裕『カタール・サリット・サーガラ』(『岩波文庫』一九五七年、一七二頁以下参照。
- 8 インド・アリア語に属する諸地方語は、碑文の言語としては、サンスクリットに抑えられて、その出現がドラヴィタ語と比べるとはるかに遅れた。それらのなかには、十世紀ごろから「マラーティー語やオリーヤ語といったこの語族のいわば辺境の言語が出現し、ヒンディー語をはじめとして、ヒンディー文化の中心やその近くを占める地方の言語の出現はそれより遅れた。
- 9 Hirananda Sastri, *Nalanda and its Epigraphical Materials*, Delhi, 1942, p. 78, *El*. xxv. pp. 52f., Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 271f.
- 10 CII. iii. pp. 256f., Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 273f.

11 Gopasvamin の官職は'anu (or anya) - grāmaśāpataladhikṛta と記され、ナーランダール銅板文書には、さらに mahāpūpati ṅ mahāvaladhikṛta と見られる。ガヤー銅板文書の被与者は Gopadevasvamin であり、サルカール氏が推定したように (Sircar, *Select Inscriptions*, p. 273n.) この両者は同一人であるかも知れない。

12 偽作説のなかでは、サルカール氏の説が有力であり、かれは両銅板文書を同一人の手になる偽作であると論じた。かれの論拠を紹介すれば、つぎのとおりである。(1)グプタ朝初期の碑文には、a と b との区別があったが、これらにはみられないこと(2)これらにはサムドラングプタが馬祠祭を施行したというが、ハリシェーナ作のアラーハーバード石碑などから確めることができないうこと(3)王の称号として parambhagavata と記しているが、これまた他の資料から確めることができず、チャンドラグプタ二世以後、グプタ朝でヴァシシュタ信仰がさかんになつて、王の称号として前記のものが用いられるようになったこと(4) (El. xxvi, pp. 135f.) cf. *Journal of the Bihar Research Society*, Vol. 52, 1966, pp. 20f., 52f.

13 *IHQ*, vi, pp. 53f., Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 341f.

14 *IHQ*, xix, p. 275, Hirananda Sastri, *op. cit.*, p. 67.

15 R. C. Majumdar, *History of Ancient Bengal*, Calcutta, 1971, p. 40. cf. B. P. Sinha, *The Decline of the Kingdom of Magadha*, cir. 455-1000 A. D., Patna, 1954, pp. 96f.

16 拙稿「五・六世紀ベングルの土地売買文書についての若干の問題」参照。

17 *CI*, iii, pp. 70f. Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 319f. なお、この寺院はシシャリヤの Achalavarmaṇ ṅ Bhikunḥasīṇha との二人が建立したものである。

18 足立嘉六『考証法顯伝』、一九三六年、三省堂、九三頁。

19 アングラハローラは、バラモンの場合には brahmāgrahara、ヒンドゥー寺院の場合には devāgrahara、仏教サンガの場合には sanghāgrahara とよばれたことがあったが、これらの語はわずかな銅板文書に見出されるにすぎない。アングラハローラよりも

インドの銅板文書の形式とそのはじまりについて

古くから文献にしばしばみられるのは、ブロンマデーヤ (brahmadēya) とあつ、とあつはブラマデーヤ (brahmadāya) ともいわれた。これは、ブラモンに贈与されたものという意味である。ついでに、ブラモンに施与された土地や村落をじた。この語は三世紀以前に著わされた文献に見られる。四世紀以後の碑文でも使われている。また、ヒンドゥー寺院に与えられた土地や村落をさす語として、デーヴァデーヤ (devadēya, or devadāya) が使われた。

- 20 *El. vii.* p. 64, No. 19, *Il.* 4 & 5.
- 21 Sircar, *Select Inscriptions*, p. 272, l. 9, p. 274, *Il.* 12 & 14.
- 22 サルカーン氏は、*South Indian Inscriptions* の 272 頁に、*Devadāya* の語について、*South Indian Inscriptions*, p. 327, *Cl.* iii, p. 49, l. 13, p. 50, l. 29, Sircar, *Select Inscriptions*, p. 327.
- 24 四一六世紀の南インド諸王朝の歴史の概説として、*The History and Culture of Indian People*, Vol. 3, Bombay, 1954, pp. 177-226, 255-83, K. A. Nilakanta Sastri, *A History of South India*, 4th ed., Madras, 1976, pp. 99-114. 邦文では、辛島昇「南インド古代国家の成立と発展」、『岩波講座世界歴史』三一九七〇年、三八六—九頁を参照。問題の多量な朝の東部マカンの歴史として、D. C. Sircar, *Successors of the Satavahanas in the Lower Deccan* (Calcutta, 1939) が、基礎的な研究であるが、サルカーン自身の著書に於いた意見をその後に発見された資料によつて修正して、J. のて、K. Gopalachari, *Early History of the Andhra Country*, Madras, 1941, pp. 151-216, M. Ram Rao, *Studies in the Early History of Andhradesa*, Madras, 1971, Sudhakar Chattopadhyaya, *Some Early Dynasties of South India*, Delhi, 1974 を参照。
- 25 *El. vi.* 86ff., Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 458ff.
- 26 *El. i.* pp. 5ff., Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 461ff.
- 27 *El. viii.* pp. 143ff., Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 467ff.

of the Satavahanas etc. pp. 63-96.

44 ラームニラホ氏は、ナンヂヤヴァルマン一世の統治年代を三二〇—三五年とシ、ンスチヤヴァルマン二世がサムドランプラトにトビ破られた王であると考えよう。M. Ram Rao, *Studies in the Early History of Andharadesia*, pp. 103f.

45 IA. v. pp. 176f.

46 IA. v. pp. 176f. EI. iv. p. 144. xxv. pp. 46f. xxxi. pp. 9f., xxxv. pp. 148., *Journal of the Andhra Historical Research Society*, v. pp. 26, 30, 31f., D. C. Sircar, *Successors of the Satavahanas etc.*, pp. 331f.

47 EI. xxxv. pp. 148f. 言語に關しては *Ibid.*, pp. 145f. 参照。

48 EI. xvii. pp. 329f. サルカール氏はこの王をトッチヤヴァルマン (Ativarman) である後の王と考へようが (D. C. Sircar, *Successors of the Satavahanas etc.*, pp. 55-62) 今の銅板文書の解読者のホルツ (E. Hultzsch) などはこれと反対にこの王の方が先であるとしている。

49 CII. v. pp. 107ff., Sircar, *Select Inscriptions*, pp. 450ff.

50 CII. v. p. 102.

51 EI. xxxvii. p. 3.

52 CII. v. p. 4.

53 『ミタークシャラー』には、王の文書 (rāja-sāsana) は正確で立派なサンスクリットで書かれねばならないが、担保などに関する個人の文書はその必要がない旨述べられていふ。Mitsarsa com. Y. ii. 89, NSE. ed. p. 193.

54 ラーシットラクータ朝ゴーヴィンダ三世 (Govinda III) のシヤカ紀元七二〇年 (西暦八〇四年) の銅板文書は、贈与の功德を述べた韻文と文書の書人の記載のほか、全文カンナダ語で書かれていふ。EI. xxxiii. pp. 331f. これは珍しい例であつて、文章は比較的短かく、銅板も小さく、内容は土地施与の確認である。